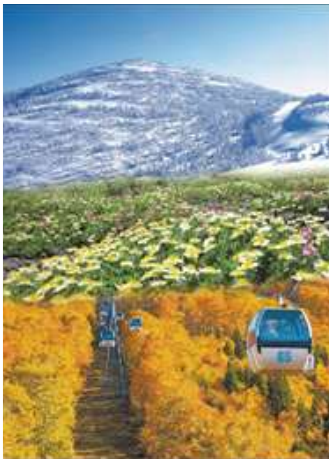


北秋田市景観計画

(素案)



令和2年〇月
北秋田市

北秋田市景観計画

【目次】

第1章 景観計画の策定について

1. 策定の背景	1
2. 目的と位置づけ	2
3. 構成と策定主体	4

第2章 景観特性の整理

1. 北秋田市の概況	5
2. 景観資源と景観阻害要因等	9
3. 景観特性と課題の整理	21

第3章 景観計画

1. 景観計画区域等と地区設定	23
2. 景観づくりの目標像	26
3. 景観づくりの基本目標	27
4. 良好な景観づくりに関する方針	28
5. 行為の制限に関する事項	30
6. 景観形成基準	38
7. 色彩基準に関する事項	46
8. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	48
9. 屋外広告物について	49
10. 景観重要公共施設に関する事項	51
11. 景観農業振興地域整備計画に関する事項	52
12. 自然公園法の特例に関する事項	52

第4章 景観形成重点地区	53
4-1. 伊勢堂岱遺跡地区		
1. 景観形成重点地区の区域	54
2. 地区の概況	55
3. 地区の景観特性と課題の整理	64
4. 景観づくりの目標像	65
5. 景観形成の基本方針	66
6. 届出対象行為に関する事項	67
4-2. 根子集落地区		
1. 景観形成重点地区の区域	68
2. 地区の概況	69
3. 地区の景観特性と課題の整理	70
4. 景観づくりの目標像	71
5. 景観形成の基本方針	72
第5章 良好な景観づくりの推進		
1. 住民・事業者・行政の役割	73
2. 景観づくりの推進方策	73
3. 住民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて	76

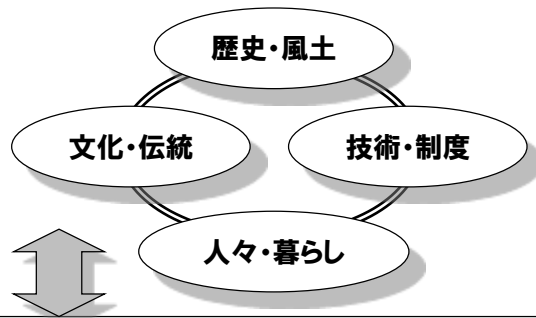
第1章 景観計画の策定について

1. 策定の背景

(1) 「景観」とは

「景観」は、それぞれの地域毎の歴史、地勢や生態系等の風土、文化や伝統、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度が背景となりつくられるものです。

これらが一体となって目に見えてくるものが景観



- ・良好な景観は、地域の個性や特色を分かりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
 - ・身の回りの景観のよさは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
 - ・美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。
- 出典:「市民景観まちづくりリーフレット」(国土交通省)

(2) 景観法と景観計画

「景観法」は、国の政策である「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月策定・公表）」と「観光立国行動計画（平成15年7月閣議決定）」を踏まえ、平成16年6月に定められた、わが国初の景観に関する総合的な法律です。これまで地方自治体が独自に進めてきた景観の整備・保全に関わる取組みを、国が景観の意義やその整備・保全の必要性を重要課題として明確に位置づけ、「景観法」に基づいて行うことが可能になりました。

「景観計画」は、景観法第8条の規定に基づく法定計画であり、地域の自然、歴史、文化等から見て、地域の特性にふさわしい良好な景観等の保全・形成を図るため、「景観法」に基づき、対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成の基準等を定め、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

(3) 世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北の縄文遺跡群」における史跡伊勢堂岱遺跡

史跡伊勢堂岱遺跡は、北秋田市脇神伊勢堂岱に位置する縄文時代後期前葉（約4,000年前）の環状列石を主体とする遺跡で、これまで4つの環状列石をはじめ、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑墓、柱穴、溝状遺構などが検出されており、平成13年1月に、約16万㎡が国の史跡に指定されました。

また本史跡は、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであることから、国（文化庁）より、他の遺跡の保存管理計画との包括的な整合が求められるとともに、本史跡周辺と一体となった景観保全に資する景観計画の策定が求められたことから、平成27年12月に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定しました。

さらに、世界文化遺産候補としてユネスコに推薦するにあたり、各自治体の景観計画が一定の水準を満たすことや、史跡視点場からの眺望を確保することが求められることから、伊勢堂岱遺跡周辺に加え、北秋田市全域における景観計画の策定が期待されています。

2. 目的と位置づけ

(1) 目的

北秋田市は秋田県の北部中央に位置し、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心に、クマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれています。また、縄文時代後期前葉（約 4,000 年前）の環状列石を配する史跡伊勢堂岱遺跡に代表される遺跡群、十和田噴火によってシラスに埋没した平安時代中期の埋没建築物である胡桃館遺跡、急峻な山々に多くの活動領域を持つマタギ文化、豊かな秋田杉を利用する文化、近世に発展し外国からの技術導入による近代化が進められた阿仁鉱山、米代川やその支流で拓かれた豊かなまちや集落とその周りの田園など、雄大な自然を背景とした歴史を礎に、個性ある地域とそれに応じた多様な景観が形成されてきました。

史跡伊勢堂岱遺跡は、4つの環状列石をはじめ、配石遺構、掘立柱建物跡、土抗墓、柱穴、溝状遺構などが検出され、平成13年1月に約16万㎡が史跡に指定されました。また、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つとして、国（文化庁）から、遺跡群を構成する他の遺跡の保存管理計画との包括的な整合が求められたことから、平成27年12月に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、本史跡周辺と一体となった景観保全を進めてきました。令和元年12月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産候補としてユネスコに推薦されることが決定されたことを契機に、史跡周辺での更なる景観保全に向けて、対象となる遺跡群を有する各自治体の景観計画が、一定の基準を満たすことや、本史跡から北側の田代岳や白神山地を臨む際に、その眺望の範囲内で景観阻害が起こらないように、「伊勢堂岱遺跡景観計画」の見直しが求められてきました。

一方、マタギ文化の発祥とされる根子集落は、源平の末裔が移り棲み、開拓された地と伝えられ、狩猟活動や農林業などによる生業が守られてきました。また、国指定重要無形文化財に指定される根子番楽は、地域の方々の手で伝承されています。これらは、川、住宅、水田、里山、奥山が一体となった独特の景観の中で育まれており、今後もこの景観を保全しながら、日本の原風景の一つとしての活用や継承が求められています。

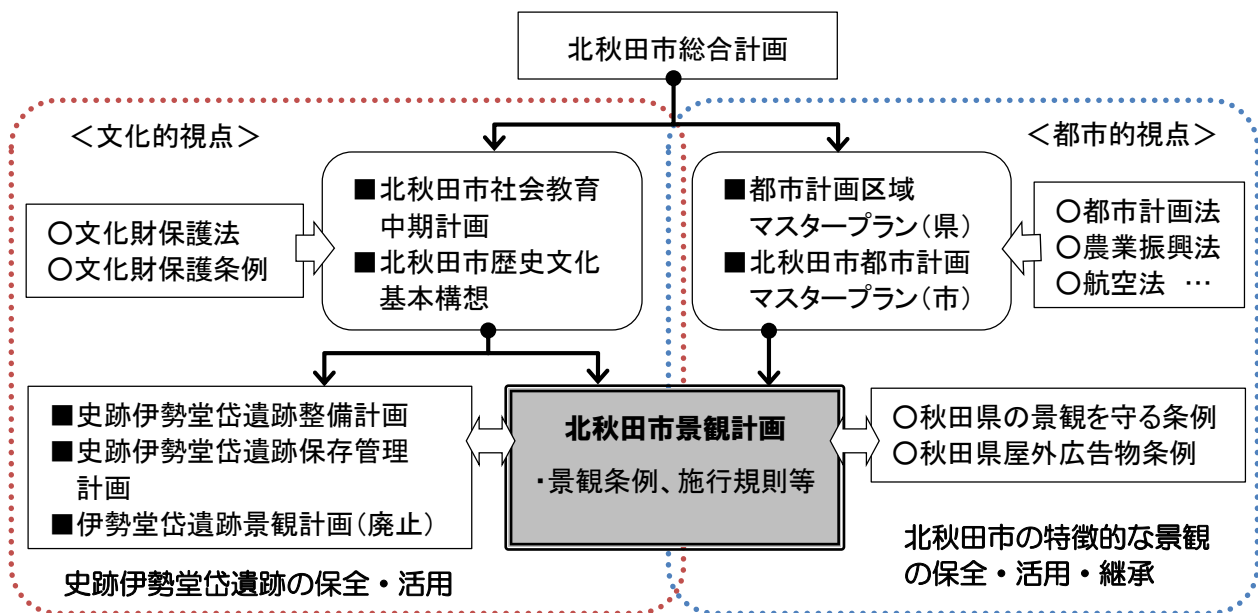
これらのことから、北秋田市では、史跡伊勢堂岱遺跡地区において、既往の「伊勢堂岱遺跡景観計画」を基に、届出対象行為や景観形成基準等の一部見直し、史跡や根子集落における視点場からの眺望の確保、全市的に特色ある景観（森林、田園、河川、市街地、沿線・沿道、歴史・文化・祭りなど）を保全・継承し、健全な発展に寄与する活用等を目的とした「北秋田市景観計画」を策定することといたしました。

なお、「北秋田市景観計画」では、景観づくりの目的や方法、手段等を示すことで、住民や事業者の景観に対する意識や理解を深め、住民・事業者・行政の協働による景観づくりや景観育てに取り組むことができるよう、共有すべきビジョンとなり、先導的な役割を担う計画になることを目指します。

(2) 位置づけ

「北秋田市景観計画」は、上位計画である「北秋田市総合計画」や「北秋田市都市計画マスタープラン」、文化財の保存・活用を通じた地域づくりを目指す「北秋田市歴史文化基本構想」などとの整合性を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、良好な景観の実現に向けた考え方やその方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにする景観計画の指針として、市民等の意見を反映させながら策定することとします。

なお、これまでの「伊勢堂岱遺跡景観計画」及び関連する条例や施行規則等は廃止し、一部内容等の見直しを図りながら、「北秋田市景観計画」への統合を図ります。



(3) 特徴

①伊勢堂岱遺跡の世界遺産登録に向け、史跡周辺の景観保全と後世に亘る眺望確保を目指す

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産登録を目指す中、その一つである史跡伊勢堂岱遺跡は市民の誇りです。史跡資産を文化財保護法により保護・保存し、その緩衝地帯となる区域では史跡と一体的な景観保全を目指すものとします。また、史跡視点場から信仰の対象となる田代岳や白神山地などへの眺望を後世に亘り確保できる景観計画を目指します。

②北秋田市の特徴的な景観（街なか、田園、山林、自然環境等）の保全や活用を目指す

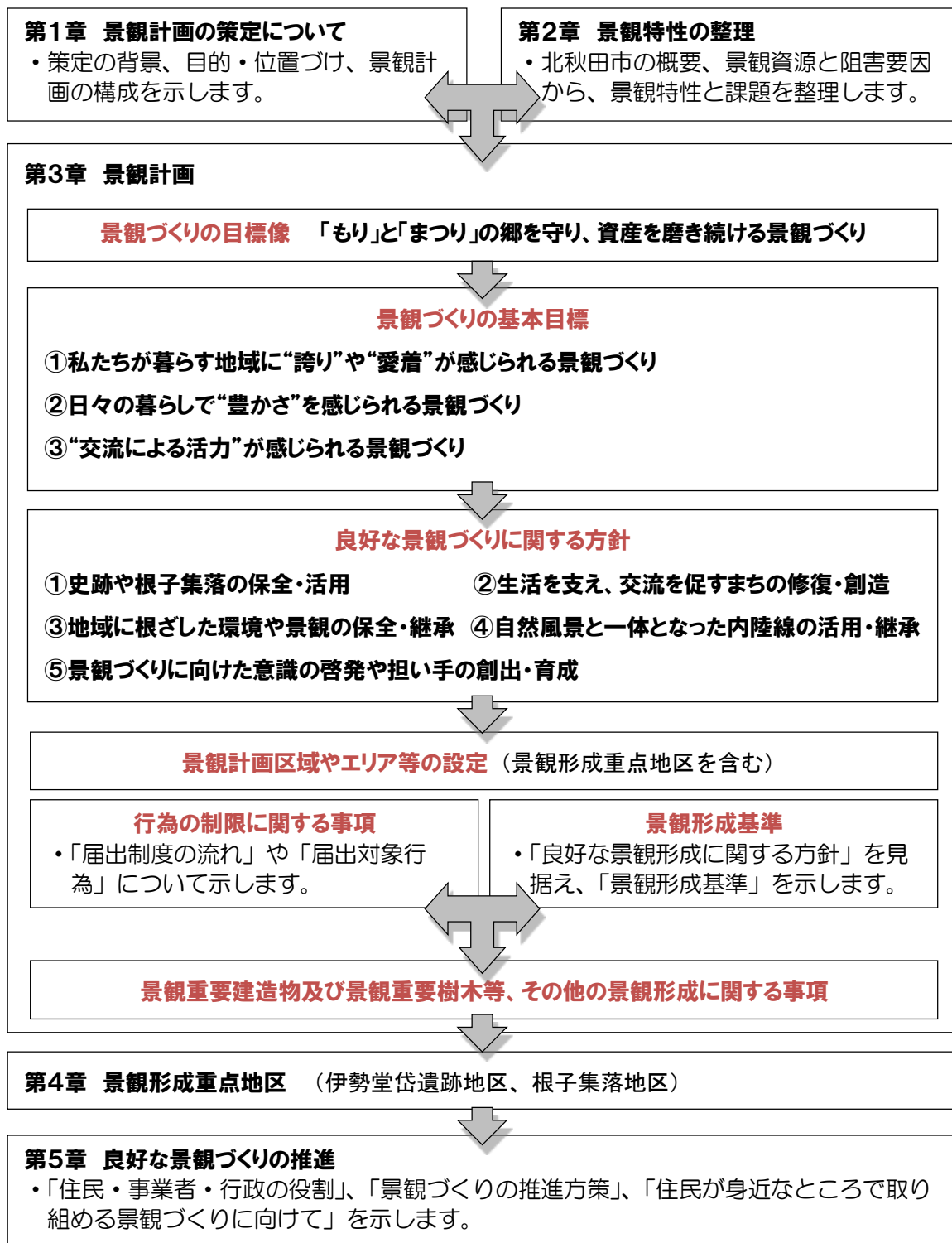
各地域がそれぞれの自然環境や歴史を礎に、生業や暮らし、特有の産業や文化に昇華させながら、現在に至ります。市民一人ひとりが持つ原風景となる景観を保全し、健全に活用しながら、次世代に継承できるような景観計画を目指します。

③住民、事業者、行政の協働による景観づくりに向けて、共有すべきビジョンを目指す

北秋田市らしい景観づくり（保全、修繕、継承、活用等）は、住民や事業者、行政が一体となり、協働で推し進めなければなりません。住民一人ひとりが良好な景観づくりへの意識を持ち、景観形成に向けて共有すべきビジョンとなる景観計画を目指します。

3. 構成と策定主体

(1) 構成



(2) 策定主体

「景観計画」は、景観行政の担い手となる「景観行政団体」が策定することになります。北秋田市は「伊勢堂岱遺跡景観計画」策定の際に景観行政団体となっており、今回の「北秋田市景観計画」の策定においても、引き続き、策定主体となります。

第2章 景観特性の整理

1. 北秋田市の概況

本景観計画の対象となる北秋田市の概況について、上位関連計画や各種資料等を参考に、以下に整理します。

(1) 位置と地勢

北秋田市は、秋田県北部中央に位置します。市北部は秋田県第2位の流域面積を有する米代川が横断しており、河川中流部の鷹巣盆地を中心として、その川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地が広がり、市街地や集落を形成しています。一方、南部は森吉山を主峰とする山間部が広がり、天然秋田杉やブナの原生林、豊かな林野を土壌とする山菜や山野草などの自然・天然資源に恵まれています。

各河川は、アユやサクラマス等の河川資源をもたらすとともに、木材や鉱物、農産物等の流通を支えてきました。北部の平野部は優れた農地が拓かれるとともに、流通の要所として産物が集積される条件が満たされています。主な自然的特性を以下に示します。

<地形>

- ・米代川中流部の鷹巣盆地（標高 30～60m）を中心に、米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域（標高 30～200m）に優れた農地、市街地や集落を形成する。
- ・阿仁川の源流域にあたり県立自然公園に指定される森吉山（標高 1,454m）が市南東部に位置する。市域面積のうち林野率は 84.8%を占める。

<地質>

- ・南部には、八幡平と連続した火成岩で構成される森吉山と、その北側に花崗岩で構成される竜ヶ森、南側に白子森が位置し、主な山岳部を形成する。これら山岳部周辺にはチャート、堆積岩及び半固結・固結堆積物により山麓、丘陵部となり、北部の米代川・阿仁川合流部に向かってローム台地が突き出ている。また、この鷹巣盆地を中心に更新世から何度も噴火した十和田火山を起源とする火山噴出物も堆積し、地形をつくっている。

<気候>

- ・内陸性で年較差が厳しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため、森吉地区、阿仁地区は特別豪雪地帯に指定されている。

<植生>

- ・北部低地を中心に水田が広がるものの、市域面積の8割以上を林野が占める。
- ・市南東部の森吉山周辺の標高 800m以上の場所では、一部に落葉広葉樹林域（ブナクラス域）として天然植生が残され、ブナと秋田杉の混交林で構成される。
- ・それ以外の林野の多くは、人工植生に改変され、秋田スギの産地となっている。

<動物>

- ・国の天然記念物に指定されるニホンカモシカは、北秋田市全域に生息している。
- ・狩猟対象となる唯一の大型哺乳類のニホンツキノワグマは、北秋田市全域で確認できる。

(2) 沿革

北秋田市は、平成 17 年 3 月に鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町が合併して現在の市域となりました。各地区の主な概要を以下に示します。

交通体系は、東西に国道 7 号と JR 奥羽本線、南北には国道 105 号及び 285 号と秋田内陸線が整備されているほか、東京便が定期便として運航する大館能代空港が主要な交通網を形成しています。また日本海沿岸東北自動車道は、大館市から北秋田市（大館能代空港 IC）が開通し、さらに能代方面への接続に向けて、整備が進められている。

<鷹巣エリア>

- 北秋田市の中心地。
- JR 奥羽本線の鷹ノ巣駅や内陸線の鷹巣駅があり、県内各所と繋がる。また、大館能代空港が立地し、羽田空港まで約 70 分で移動できるなど、交通利便性に優れる。
- 鷹ノ巣駅前に広がる商店街やショッピングモールといった生活利便施設等が充実している。
- 「国指定史跡伊勢堂岱遺跡」や、鎌倉時代から伝わるとされる民俗芸能「綴子太鼓」など、文化・歴史の継承も行われている。

<合川エリア>

- 日本各地に伝わる「弘法大師伝説」が由来となる大木“さかさ杉”や県内では三大大仏の一つに数えられる丈六延命地藏菩薩像（通称鎌沢の大仏）が観光名所として名を連ねる。
- 1966 年、全国で初めて「社会福祉宣言の町」を議決した。

<阿仁エリア>

- 1716 年に産銅日本一になるなど、江戸時代に繁栄期を迎えた阿仁鉱山（金・銀・銅）で知られる地域。
- 熊などを狩猟する阿仁マタギの発祥の地。
- 根子集落で継承される根子番楽は、源平合戦の源氏の遺臣あるいは平家の落人たちが移り住んで行われるようになったと伝わる。

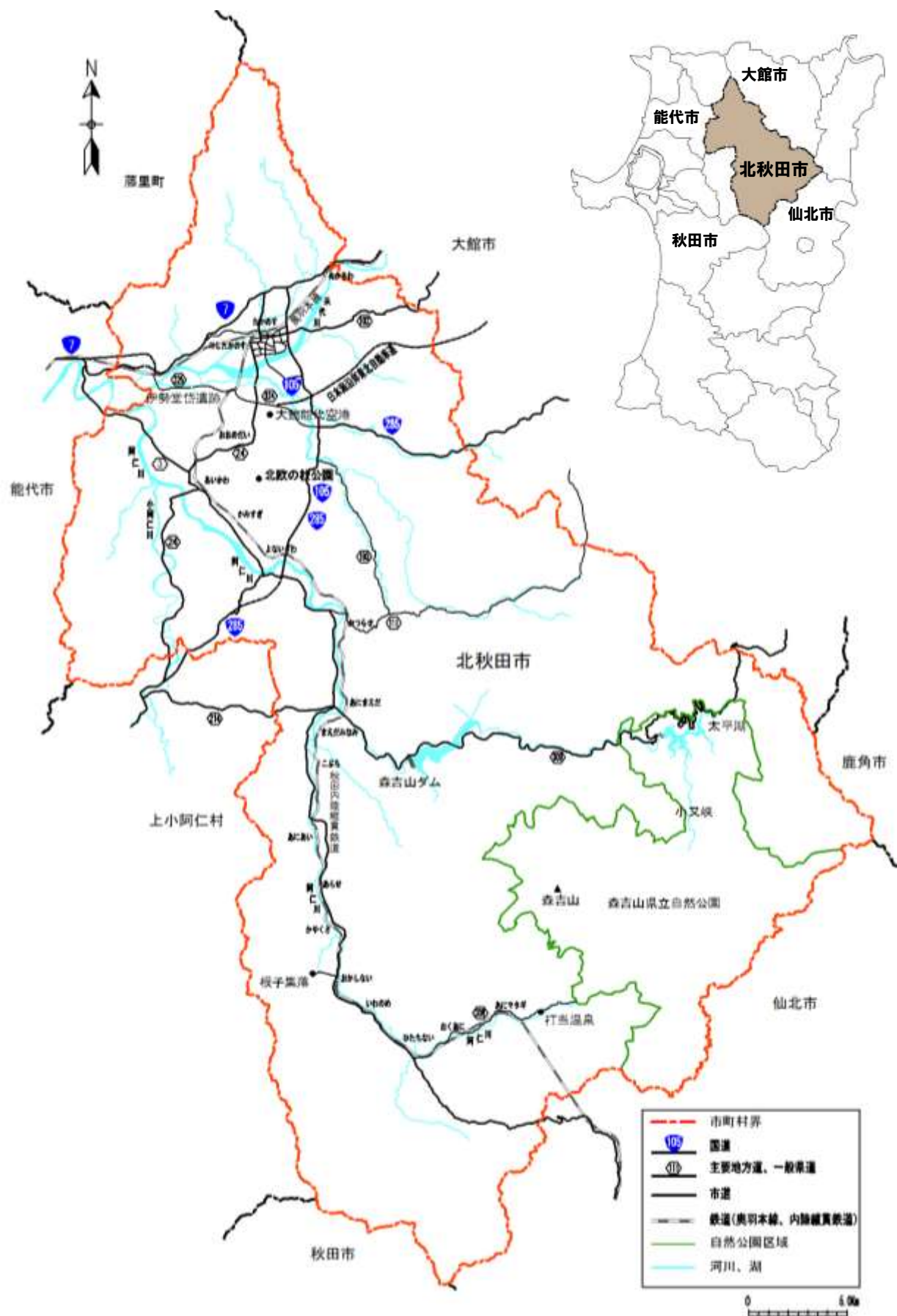


北秋田市域と合併前の状況

<森吉エリア>

- 桃洞渓谷、赤水渓谷、小又峡と自然美が豊富な地域（水の郷百選）。なだらかな U 字渓谷に大小のおう穴と滝が点在し、清流のきらめきと稜線の鮮やかな彩の中を散策するコースは、天国の散歩道と呼ばれる。また、ブナの原生林では国内キツツキ科の中では最大とされている天然記念物のクマゲラが生息する。
- 阿仁前田獅子踊りは、佐竹氏の転封の折、家臣が主君を慰めると同時に、行軍の士気を鼓舞するために演じられた大名行列を型どり演じられた道中芸が始まりであると伝えられる。

■位置図及び周辺関連図



(3) 歴史・文化

北秋田市には、8件の国指定文化財、12件の県指定文化財があります。国指定文化財等のうち、2件が民俗芸能・行事関係であり、古くからの伝統芸能を象徴しています。

北部の平野部に突出した舌状台地に大小4つの環状列石を配する「史跡伊勢堂岱遺跡」に代表されるいくつかの遺跡は、この地域に旧石器時代から縄文時代には市域全域にわたって先人が定住し、日本海や米代川を通じて北海道からの東日本各地と交流していたことを物語っています。

米代川流域の特徴として、弥生時代の遺跡は少なく、古墳時代の痕跡は見当たらないものの、十和田噴火によってシラスに埋没した「胡桃館遺跡（平安時代中期の埋没建物と出土木簡）」は平安時代には農地が拓けていたことを間接的に示す貴重な遺跡であるとともに、その適材は当時の秋田杉が利用されています。

中世から近世にかけて、「綴子の太太鼓」「獅子踊り・駒踊り」「番楽」「万灯火」等の民俗芸能が各地で定着していく様子から、この時代の人口増加や生産性の高さを示すものの、気候変動によって起こる凶作や飢饉との戦いは、「天保飢饉見分実録」等で見ることができます。

近世に至っては、羽州街道、阿仁街道、五城目街道等の街道整備により街道筋の宿場が発達するとともに、「阿仁鉱山」や伏見城築城以降の「秋田杉」をはじめとする米代川、阿仁川流域の資源開発は、各地に土場、舟場が設けられるなど河川流通も発達し、街道流通と合わせて、産物、技術、知識等の集積がなされてきました。また「ハヶ村堰」「鷹巣三堰」等の水路整備や農地整備による生産性の向上が、これらの流通と資源開発を根底から支えていたことが推察されます。

資源開発の一方で秋田藩は、「御留山」「御札山」等により「秋田杉」等の建材、「雑木」等の薪炭材の計画的生産を図るなど、現代にも通ずる持続的資源利用の取組みは、「阿仁鉱山」の操業を、近・現代を通して支えることとなりました。

なお、平成20～22年度に行われた文化財総合的把握モデル事業において行われた文化財類型調査の結果、89件（当時）の指定文化財に加え、新たに600件を超える文化財が把握されました。各テーマにおける分布傾向は以下の通りです。（歴史文化基本構想）

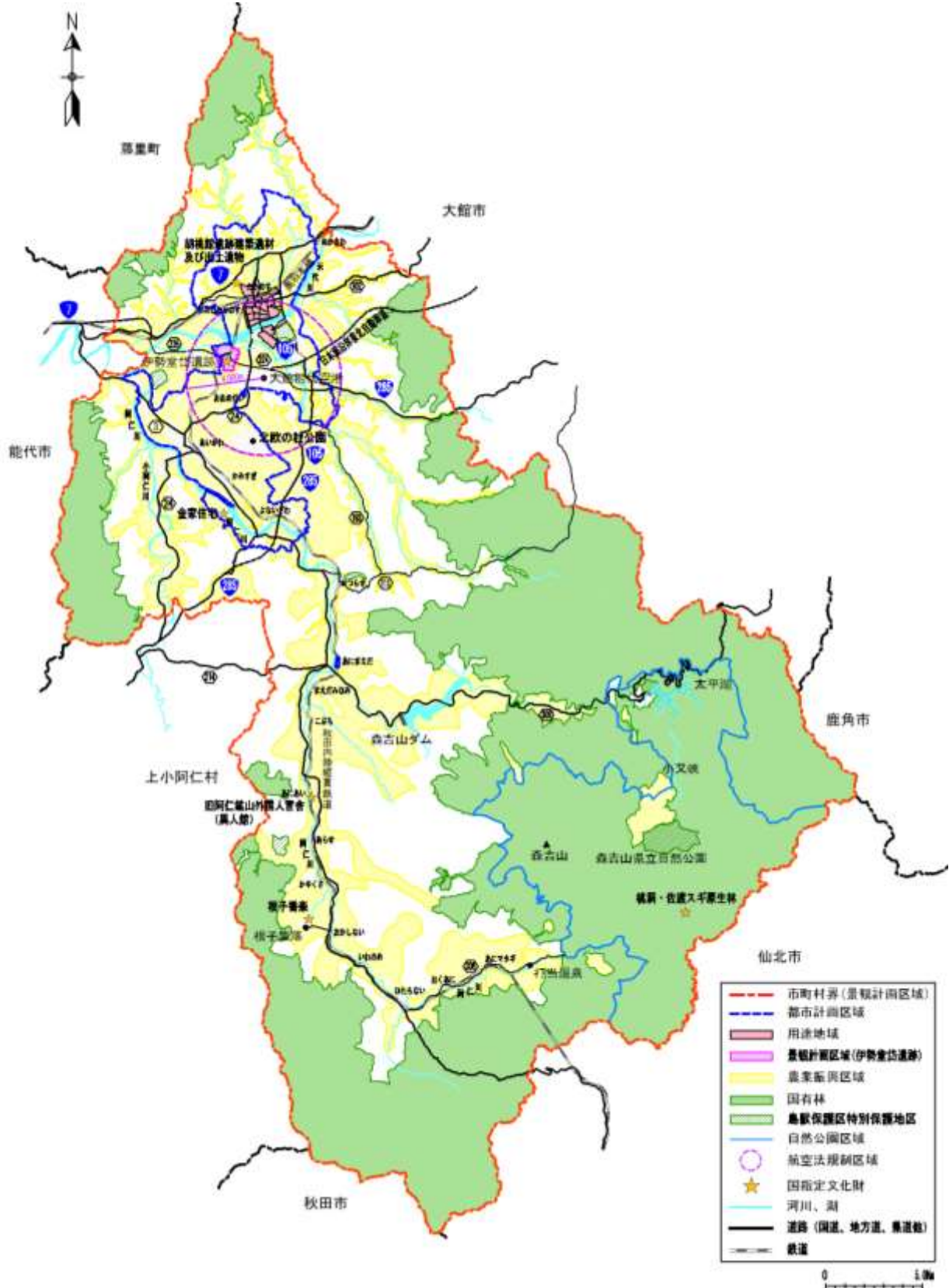
テーマ	主な分布傾向
テーマ1 狩猟採集等	平野部・山間部にかかわらず河川沿いの台地に残るが、活動領域は低地から高山に至る全域と類推される。
テーマ2 農村生活等	低地、特に北部の鷹巣盆地から阿仁川・小阿仁川下流域に集中する。
テーマ3 産業化等	阿仁鉱山に直接由来するものは阿仁合に集中するものの、秋田杉等の天然資源の採取、流通の痕跡は全域にわたる。

2. 景観資源と景観阻害要因等

景観づくりに関連する現行の規制、景観資源、景観阻害要因等について把握します。

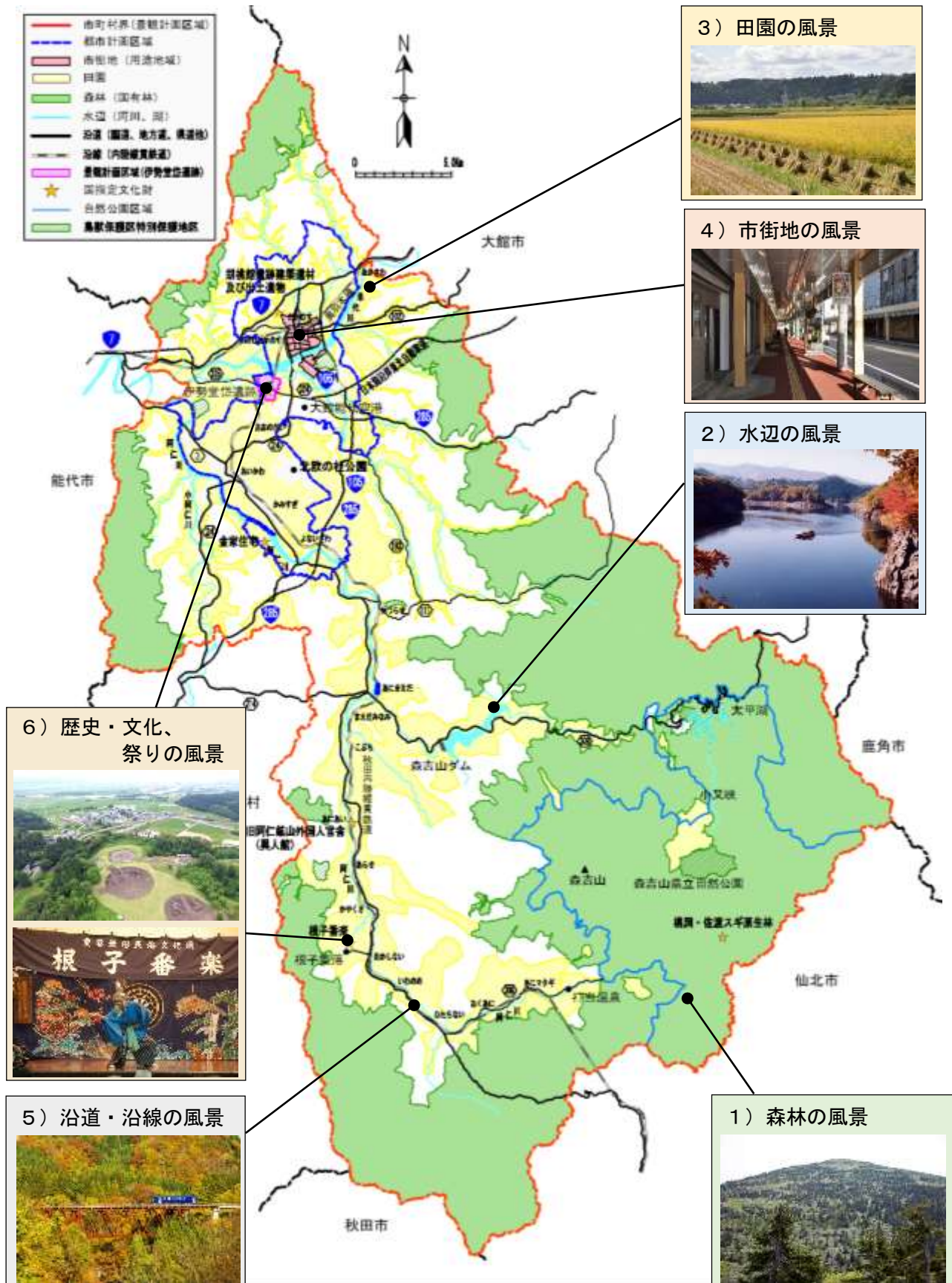
(1) 現行の規制

■北秋田市における主な規制図



(2) 景観資源と阻害要因

北秋田市の景観検討に向け、本市を構成する主な6つの風景別に、主な景観資源と景観阻害要因を抽出します。



1) 森林の風景

<主な景観資源>

○市域面積の8割を占める豊かな森林風景

- ・本市は、市南部の森吉山を主峰とする森林風景が特徴の一つで、林野が市域の8割を超えます。
- ・この山間部では、起伏に富んだ山々を集水域とする天然秋田杉やブナの原生林、天然記念物のクマゲラも生息しています。



自然豊かな風景を見せる森吉山

○四季折々の表情をみせる森吉山

- ・森吉山は、山肌に広がる高山植物群による「花の百名山」として、また優れた紅葉、八甲田山や蔵王と並ぶ樹氷鑑賞地など、一年を通してその自然を楽しむことができます。



四季折々の魅力がある森吉山

○豊かな山々に支えられた生業や産業

- ・「桃洞・佐渡のスギ原生林」の天然秋田杉が、平安時代に建物の部材として使用されるなど、林業は近世以降秋田藩の重要な産物でした。
- ・阿仁合地区は阿仁鉱山と物流双方の拠点であり、鉱山に纏わる多くの文化財が集積するとともに、異人館を中心に鉱山街の面影を残しています。



桃洞のスギの原生林

○狩猟採集活動と農林業を主体とする根子集落

- ・根子集落は、阿仁マタギ発祥の地として知られ、急峻な山々に多くの活動領域を持つ狩猟活動や農林業等による生業が守られてきました。集落は中心部に流れる根子川に沿ってすり鉢状に形成され、奥山を含めた独特の風景が広がります。



地域特有の景観が見られる根子集落

<主な景観阻害要因>

- ・林業家の高齢化や減少に伴い、民有林における管理の不行きや伐採・植林後の放置林も見られるなど、山地崩壊を招く可能性が危惧されています。
- ・伐採の場合、森林景観に配慮した樹木の間伐や間引くのではなく、作業効率などを重視した斜面一帯での皆伐や列状間伐なども見られます。
- ・観光客が訪れる森吉山では、ごみの不法投棄、山野草や山菜等の採取等も見られます。

2) 水辺の風景

<主な景観資源>

○米代川などの河川沿いに形成されたまちと集落

- ・本市では、秋田県第2位の流域面積を有する米代川が横断しており、河川中流部の鷹巣盆地を中心として、その支流である小猿部川や阿仁川、小阿仁川等へ注ぎ、その河川沿いに町や集落が形成されてきました。



米代川沿いに形成されたまち

○森吉山麓で見られる多くの瀑布（滝）

- ・本市には、森吉ダムの完成により大小13の渓谷溪流が注ぐ太平湖や小又峡、奥森吉で天国の散策路と呼ばれる桃洞滝や赤水渓谷、奥阿仁の安の滝や幸兵衛滝などの名瀑群など、大自然に溶け込む多くの水辺景観が見られます。



太平湖における紅葉時の遊覧

○史跡伊勢堂岱遺跡を支える旧小猿辺川

- ・史跡伊勢堂岱遺跡は、東縁を流れる湯車川、北側を東西に流れる旧小猿部川と米代川が、古くからの営みを支えており、環状列石にはこれら河川の川原石が用いられています。湯車川では、サケの遡上を復活させる取組みも行われています。



湯車川におけるカムバックサーモン

○市民の憩いの場所となる米代川などの親水空間

- ・米代川では、県内で大曲、能代に次ぐ規模の「米代川花火大会」が開催されています。
- ・中央公園や北欧の杜公園の憩いの水場、米代川河川緑地や米内沢河川広場の災害に強い河川環境などは、親水性を兼ねた場所となっています。



米代川における花火大会

<主な景観阻害要因>

- ・豊かな河川は降水量の増加に伴う氾濫等の可能性をはらみます。太平湖や森吉山ダムなどは治水とともに水辺景観に配慮した親水機能も併せ持つものの、市内を縦横断する河川では、かつて、大雨や台風による堤防の決壊等もありました。
- ・河川や湖岸などでは、ごみの不法投棄も見られます。

3) 田園の風景

<主な景観資源>

○河川流域における田園の形成

- ・本市は、米代川や小猿部川、阿仁川、小阿仁川等の流域に優れた農地を開墾し、市街地や集落が形成されてきました。



米代川沿いに広がる田園風景

○農業生産基盤となる平野部の農地

- ・市街地を取り囲む農地（鷹巣南部）や米内沢地区東川向・西川向などは、平野部で効率的な農業が展開されており、優れた農業生産基盤であるとともに、北秋田らしさを想起させる良好な田園風景が広がります。



農業生産基盤となる田園地帯

○特徴的な里山的な風景

- ・国道7号沿道の綴子地区や慶祝森林自然公園周辺の坊沢地区、国道105号沿道の鉢巻山周辺、大野台地区の森林や貯水堤等は、棚田など比較的小さな田と一体となった里山的な風景が見られます。



国道沿いに見られる里山的な風景

○田園風景に見られる営みの工夫

- ・田園地区ではその土地に応じた営農や暮らしの工夫が見られます。
- ・上杉・下杉地区や綴子地区北側（国道7号以北）では防風雪や地崩れ防止として斜面に並木が植えられています。また、本城地区や綴子地区南側（国道7号以南）では屋敷林等が見られます。



上杉や下杉地区で見られる並木

<主な景観阻害要因>

- ・農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や雑草の繁茂した荒地等が見られます。また、山と田園との境界部が曖昧になることにより、野生鳥獣による農産物等への被害がみられます。
- ・農地周辺では屋外広告物の設置に伴い、田園景観が阻害されている場所が見られます。
- ・里山的景観が見られる場所では、商業地や工業地への土地利用の転換も見られます。

4) 市街地の風景

<主な景観資源>

○JR 鷹ノ巣駅を中心に広がる中心市街地

- ・本市は、JR 鷹ノ巣駅を中心に広がる地域に、市役所や文化・交流施設、銀行や郵便局等の便民施設が立地するなど、中心市街地を形成しています。
- ・一方、国道 105 号の栄地区前綱・中綱では、郊外型商業施設等の土地利用が進行しています。



中心市街地のお祭りの賑わい

○快適な歩行空間を目指した環境整備

- ・JR 鷹ノ巣駅から市役所方面の商店街では、アーケードの更新事業や歩道的美装化事業などが進められており、降雪量の多い本市において、一年を通じた快適な歩行空間づくりが進められています。



アーケードが更新される商店街

○街道沿いの宿場で見られる当時の街並み

- ・本市では羽州街道（糠沢から今泉）や阿仁街道、大覚野街道、五城目街道等が物資流通路として地域を支えていました。綴子地区の現在の佇まいは、綴子宿の町割りの名残です。



綴子宿の町割りを残す綴子地区

○かつての佇まいを残す伝統的な建造物

- ・七日市地区の長岐邸は、近世における小猿部川流域の代表的な肝煎屋敷で、秋田藩主佐竹氏移封以来、世襲的に肝煎を務めた家柄です。
- ・本城地区の金家住宅は、阿仁地方の三大地主と言われた金家の財力と農村集落との関わりを伝える建造物で、国の有形文化財に指定されています。



国の有形文化財である金家住宅

<主な景観阻害要因>

- ・鷹ノ巣駅を中心に広がる市街地では、空き店舗や空き地が増えており、除却されずに放置された廃屋や工作物等が見られます。また、店舗や設備の老朽化も進行しています。
- ・歴史的な建造物は後継者の不在や建物の維持管理の負担等により除却されるケースもあり、昔ながらの街並み景観が滅失してきている場所も見られます。
- ・その他、電柱や道路上に張り巡らされた電線類、周囲から際立つ外壁の色彩、管理の効率を重視した街路樹の枝打ちなど、景観的に配慮が求められる事柄も散見されます。

5) 沿線・沿道の風景

<主な景観資源>

○広域的にネットワーク化される道路・鉄道・空港

- ・本市は、東西を横断する国道7号とJR奥羽本線、南北には国道105号と285号、秋田内陸線が縦断します。また、大館能代空港が立地していることから、秋田県北部における交通の要衝です。



県北の玄関口となる大館能代空港

○史跡に配慮した高規格道路の整備

- ・平成30年には、日本海沿岸東北自動車道が大館市から大館能代空港ICまで開通しました。
- ・日沿道は、大館能代空港から二ツ井・能代方面への延伸工事中ですが、史跡に配慮した整備が進められています。



史跡に配慮し半地下方式を採用

○秋田内陸線の新たな活用のあり方

- ・平成元年に全線で開通した秋田内陸線は、地域住民の足として利用されてきましたが、利用者が減少しています。しかし、観光客向けや貸し切りによる電車の活用が検討・実施されるなど、本市の観光振興の起爆剤となってきています。



内陸線沿線での田んぼアート

○秋田内陸線沿線の撮影スポット

- ・秋田内陸線は、乗車して移動に利用するだけでなく、山間や田園、鉄橋など後背の自然景観などと共に写真撮影する来訪者も多く、その撮影スポットは、HPやブログなどで紹介されたり、知る人ぞ知る撮影スポットも見られます。



内陸線と自然を撮影できるスポット

<主な景観阻害要因>

- ・道路ネットワークの充実に伴い、国道沿いでの大型商業施設の立地や屋外広告物の設置などが見られます。特に寺社仏閣等への眺望や視界を妨げるケースもあります。
- ・沿道での工業的土地利用に伴い、重機基地の立地や里山的傾斜地での土石の採取、廃車や廃タイヤ、農業資材等の堆積、太陽光発電施設の設置等も見られます。
- ・秋田内陸線沿線では、背景となる森吉山や河川、田園、鉄橋等と運行する電車の撮影が人気ですが、撮影箇所頭上の電線類や電柱等への配慮を求める声も寄せられています。

6) 歴史・文化、祭りの風景

<主な景観資源>

○国指定史跡の伊勢堂岱遺跡

- ・本史跡は、標高 40～45mの舌状台地に位置する縄文時代後期前半の大規模な祭祀場です。環状列石や配石遺構、掘立柱建物跡、土抗墓、捨て場など、多くのマツリや祈りの施設が見つかっています。平成 13 年 1 月、国の史跡に指定されました。



伊勢堂岱遺跡と北側への眺望

○国指定重要無形民俗文化財の根子番楽

- ・根子番楽は、平家一族の家臣が離散した際に伝えられたといわれています。この番楽で中心となるのは中世の勇壮な武士舞で、歌詞は文学的に優れているとされ、歌詞、芸態とも伝承がしっかりしているものとされています。



住民により伝承される根子番楽

○ギネスに認定される綴子大太鼓を奉納する例大祭

- ・東北地方では最も古い八幡宮として知られる綴子神社の例大祭は、直径 3mを超える大太鼓や、獅子踊りなどの民俗芸能が出陣行列の形式で同地区を練り歩き、神社に奉納されるものです。大太鼓の運行路では、電線類が高所で架線されています。



綴子神社の例大祭

○阿仁地方の万灯火（まとび）

- ・万灯火は、小阿仁川流域に古くから伝わる伝統行事で、毎年春分の日に開催されます。先祖の霊を供養するため彼岸の入りや中日に、三度藁を燃やしたのが由来と言われ、それを集落から見える小高い丘に藁を束ねて燃やすようになったのが、始まりとされています。

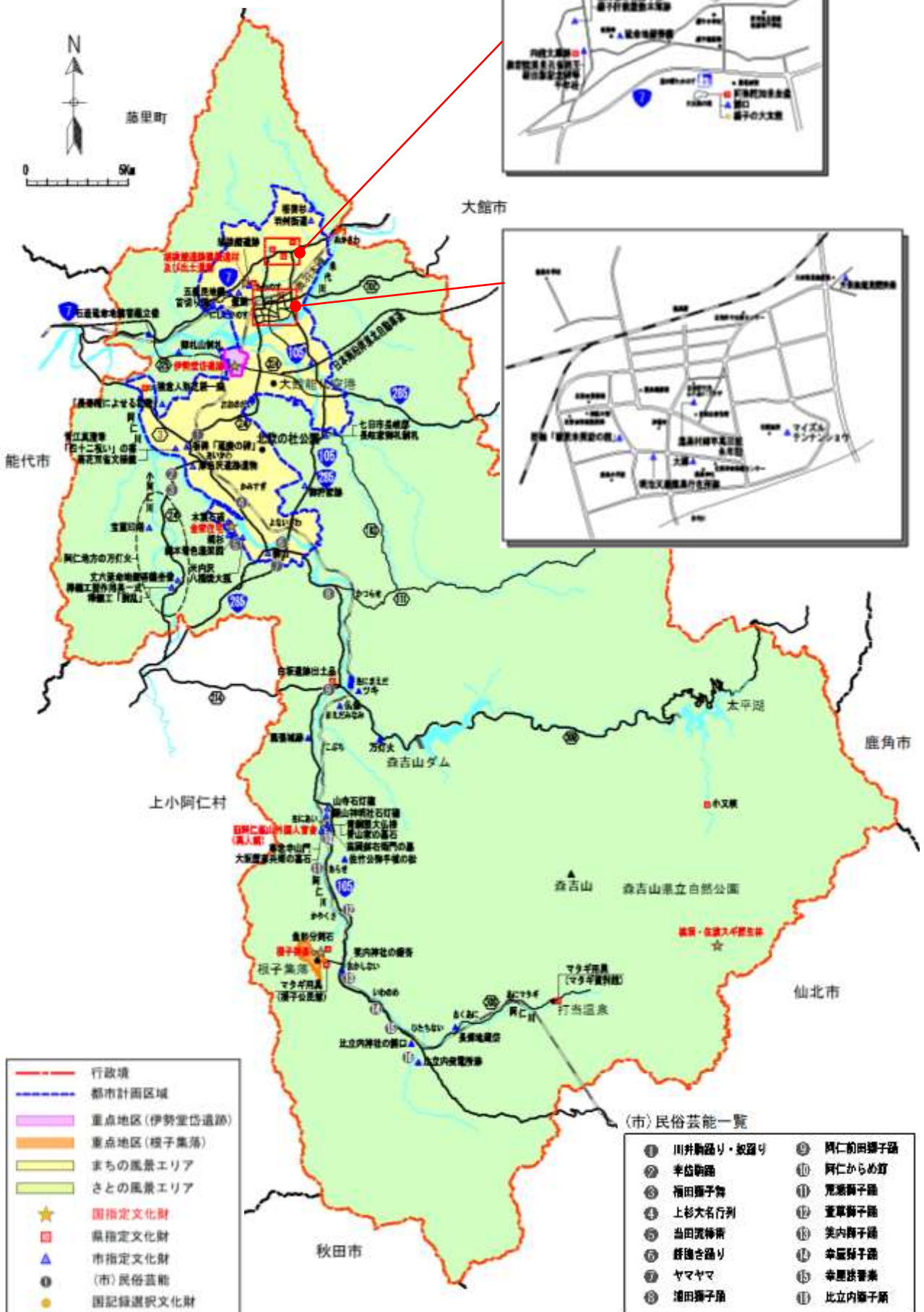


伝統行事の万灯火

<主な景観阻害要因>

- ・祭りの開催地では、電柱や電線類等が張り巡らされ、鑑賞や撮影の妨げになります。
- ・人口減少や少子高齢化などで、担い手の不足や伝承が途絶える場合もあります。
- ・史跡伊勢堂岱遺跡や根子集落では、視点場からの眺望の確保が求められているものの、景観保全を担保する制限などがやや緩く、より厳格なルール作りが求められます。

(参考) 北秋田市文化財マップ



■景観特性の総括図

凡例 **赤字**：景観資源 **青字**：阻害要因 ■：山林 ■：水辺 ■：田園 ■：市街地 ■：沿道・沿線 ■：歴史・文化・祭り

市北部(慶祝森林自然公園)から森吉山への眺望
森吉山に抱かれる北秋田市

羽州街道の面影を残す町並み
綴子神社や内館文庫跡、宝勝寺等が集まる旧羽州街道の町並み

大太鼓の運行に配慮した電線
綴子神社を起点とし、運行ルート沿道の電線は高所に架線

特徴的な里山的な景観
綴子や坊沢などの北部丘陵地等では、里山的な景観が広がる

伊勢堂岱遺跡からの眺望
史跡から田代岳や白神山などへの祭祀上重要な眺望が拓ける

史跡の景を構成する河川・山林
史跡周辺は、古くからの樹林地や河川が見られる

湯車川でのカムバックサーモン
子どもたちの手で、かつての環境を取り戻そうとする取組み

街なかのアーケードの改修工事
通年で快適な歩行空間づくりを目指し、アーケードを改修中

市街地周縁の良好な田園景観
鷹巣盆地南側の生産基盤となる田園。国道105号からの景観

かつての佇まいを残す金家住宅
好対照な洋館と和館が良好に保存され、近代住宅の展開を示す

北秋田市と仙北市を繋ぐ内陸線
北秋田の魅力的な景観を堪能でき、活用が期待される内陸線

防風雪を兼ねるケヤキ並木
上杉・下杉地区では、田園と集落境界部の斜面地でケヤキ並木が植生し、特有の景観を生み出す

特有の文化を継承する根子集落
阿仁マタギ文化発祥の地。川、住宅、水田、里山、奥山が一体的な景観を生み出す

住民の手で伝承される根子番楽
歌詞、芸態がしっかりと地域住民の手で受け継がれる根子番楽

森吉山麓で見られる多くの瀑布
奥森吉や奥阿仁等では大自然に溶け込む多くの水辺景観がある

季節で多様な顔を持つ森吉山



田園で見られる耕作放棄地
担い手不足等による耕作放棄地や雑草の繁茂

北部丘陵地での工業的土地利用
坊沢地区の国道沿いの里山が、工業的土地利用で後退している

農中周辺での屋外広告物
農地や里山の景観を阻害する屋外広告物が見られる

野生鳥獣による農産物への被害
里と山との境界部が曖昧になり、野生鳥獣による被害もある

沿道で放置される空店舗・廃車
国道沿いで営業をしていない店舗前にみられる廃車等の放置。

神社隣地で見られる屋外広告物
文化的資源への視線を遮る目立つ看板

通りから見えるソーラーパネル
県道から直接の場所に設置されたソーラーパネル(工業団地)

斜面一帯の皆伐や列状伐採
間伐ではなく、一体的な皆伐や列状間伐も見られる樹林地

山の管理行き届き
林業家の高齢化や減少に伴う山の管理が困難となっている

除却されず放置される商業施設
用途地域内にみられる遊戯施設やガソリンスタンドの廃屋

周辺になじまない外壁色彩
用途地域内にみられる閉めた飲食店。色彩が周辺と不調和

歴史を感じる建物等の滅失
歴史的な建物の除却や昔ながらの街並み景観が滅失している

電柱や空中線系の架線
電柱や道路上に張り巡らされた電線類等が景観を阻害している

3. 景観特性と課題の整理

北秋田市では、前述のように、森林や河川、田園、市街地、沿道・沿線、歴史・文化・祭りの風景などが見られ、それぞれが本市の特徴的な景観として捉えられます。

北秋田市景観計画において、重視したい景観特性と課題を以下のように整理します。

<森林の風景>

北秋田市を抱く森吉山や北部丘陵地などの森林の風景は、適切な管理による森林景観の保全や森林資源の活用等が求められます。また、山間の集落では、これまでの歴史的背景や自然からの恩恵、生業や産業などを尊重するとともに、野生鳥獣との生活圏の棲み分けなどを意識した景観の保全が求められます。

民有林などでの開発の場合、周囲の自然環境や山並みへの眺望に配慮するとともに、建築物や工作物への配慮、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<河川の風景>

北秋田市のまちや集落の形成に寄与し、生業や暮らしを支えてきた河川の風景は、水辺景観の保全や親水性を兼ね備えた水辺資源の活用等が求められます。また、大雨等による河川氾濫などへの対応や、市街地と調和した水辺空間の形成も重要です。

水辺周辺での開発の場合、水辺景観に配慮するとともに、建築物や工作物への配慮、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<田園の風景>

北秋田市の良好な農地や伝統的な家屋などからなる田園の風景は、田園景観の保全や農業生産基盤としてのあり方が求められます。また、里山的な景観を残す場所も含めて田園景観を保全するとともに、景観を阻害する屋外広告物の配慮、ごみの不法投棄の防止、耕作放棄地のあり方など、田園景観の阻害要因への対応も重要です。

田園周辺での開発の場合、周囲の田園景観に配慮するとともに、建築物や工作物への配慮、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<市街地の風景>

北秋田市での暮らしを支える生活利便施設が立地し、その周辺に良好な住宅地が広がる市街地の風景は、本市の顔としての賑わいづくりや各地域の中心部として求められる機能を維持するとともに、安心・安全な暮らしや公園・街路樹等を含めた緑豊かで落ち着いた住環境を保全した景観づくりが求められます。

市街地での開発の場合、周辺の市街地景観に配慮するとともに、建築物や工作物への配慮、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<沿道・沿線の風景>

北秋田市民の移動や物流を支える道路や鉄道などを含む沿道・沿線の風景は、街並みの連続性や背景となる市街地の風景、田園風景、森林風景等に配慮した沿道・沿線景観の形成が求められます。具体的には、沿道における屋外広告物の配慮や商業・工業的な沿道土地利用の際の配慮、沿道から直接見えないようにする太陽光発電施設の設置、機材・物資等の堆積物の配慮、内陸線の視点場（撮影スポット）などにおける景観保全などが考えられます。

沿道・沿線での開発の場合、沿道・沿線の景観に配慮するとともに、建築物や工作物への配慮、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとしします。

<歴史・文化、祭りの風景>

北秋田市の歴史や文化、気候や地域性などにより生み出され、地域の方々の手で伝承されてきた文化財や建造物、祀りや祭りなどの風景は、歴史的、文化的な背景や視点場からの眺望の確保を含めた保全や継承、活用が求められます。また、地域の伝統芸能や祭りの維持・伝承に向け、地域住民や市民等が、愛着や誇りを醸成する取組みも重要です。

歴史・文化、祭りに関する場所での開発の場合、歴史・文化景観に配慮するとともに、建築物や工作物等への配慮、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとしします。

第3章 景観計画

1. 景観計画区域等と地区設定（景観法第8条第2項第1号関係）

本景観計画では、景観計画区域や各景観エリア、景観重点区地区等を次のように設定します。

（1）景観計画区域の指定

景観法に基づき、景観づくりの施策を展開する区域を、北秋田市全域とします。

（2）景観計画区域内におけるエリアの指定

本景観計画では、前述の現況や課題で触れた6つの風景を基本にしながら、都市計画法による規制等を重ねあわせ、「まち（市街地、田園）の景観エリア」と「さと（集落、森林）の景観エリア」を指定します。

■エリア設定の考え方

エリア名	エリアの根拠	主な視点
まち（市街地、田園）の景観エリア	都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> 鷹ノ巣駅を含む中心市街地や合併前の町の中心部として、都市施設や生活利便施設等が立地する 良好な住宅地が広がる 生産基盤となる大規模な田園や北部丘陵地などで見られる里山の景観が広がる
さと（集落、森林）の景観エリア	都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> 内陸線停車駅を中心に集落が見られ、その後背地には森林や自然環境が広がる

（3）景観形成重点地区の指定

本景観計画では、特に良好な景観づくりが求められる地区において取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を設けることとし、まずは①史跡伊勢堂岱遺跡地区と②根子集落地区を指定します。

景観形成重点地区は、地区独自の届出制度や景観形成基準に基づき、地区の特性に応じた誘導を行うとともに、視点場からの眺望の確保に向け、眺望範囲での配慮事項を設定します。

なお、本章では景観形成重点地区の指定に留め、詳細は「第4章 景観形成重点地区」に記載します。

■景観形成重点地区の考え方

エリア名	エリアの根拠	主な視点
景観形成重点地区① 史跡伊勢堂岱遺跡地区	史跡伊勢堂岱遺跡	<ul style="list-style-type: none"> 史跡における、資産（プロパティ）の適切な保存管理と、緩衝地帯（バッファゾーン）での景観形成 史跡から北側の田代岳方面への眺望確保
景観形成重点地区② 根子集落地区	根子集落	<ul style="list-style-type: none"> マタギ文化（独特の信仰と掟を持つ狩猟文化）の保全、根子番楽の保存・伝承 根子トンネル入口付近からみられる、急峻な山間と一体となった眺望の確保

(4) 内陸線の視点場の指定

本計画では、秋田内陸線が後背の山林や自然環境と一体的に鑑賞・撮影ができる視点場を、「内陸線の視点場」として指定し、そのポイントの景観保全に配慮するものとします。

なお、現時点で5か所を指定しますが、新たな視点場として認められた場合は、追加を検討します。

■内陸線の視点場の考え方



①森吉山眺望(阿仁前田～前田南)



②小湫カーブ(前田南～小湫)



③荒瀬川橋梁(阿仁合～荒瀬)

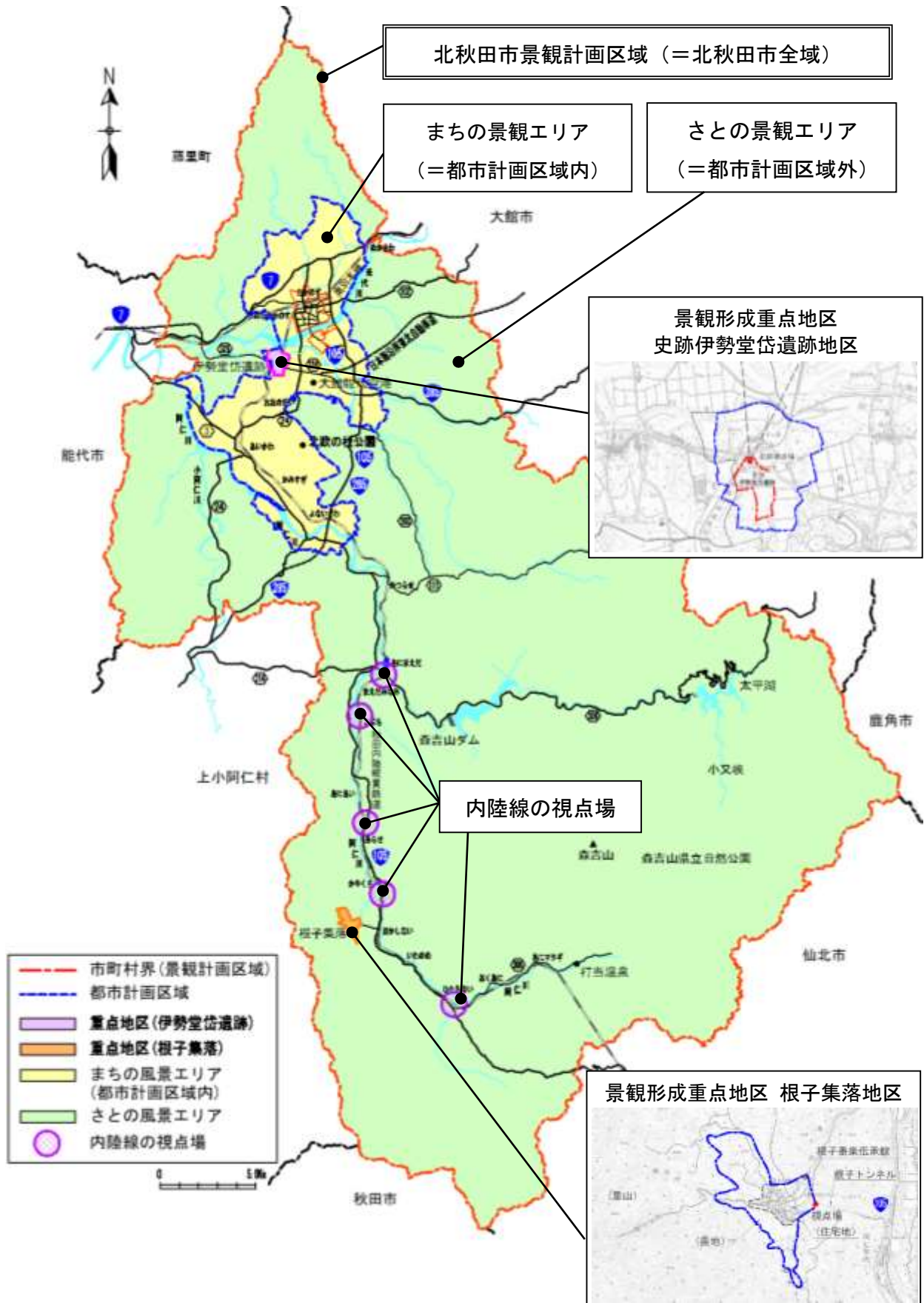


④大又川橋梁(萱草～笑内)



⑤比立内橋梁(比立内～奥阿仁)

■ 景観計画区域と各エリア及び景観形成重点地区の設定図

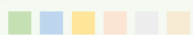


2. 景観づくりの目標像

北秋田市は、森吉山麓や多くの瀑布・河川などの豊かな自然、縄文の頃から歴史、地域性や時代の要請に应运ってきた産業、その時代の住まい手により行われ、伝承されてきた多様な伝統芸能など、様々な魅力的な資産を有しています。換言すると、市民（住民）が、本市を抱く「もり（森林、スギやブナなどの原生林、鉱山、マタギ文化など）」とともに暮らし、時代に応じた「まつり（政（まつりごと）、祀り、祭りなど）」を行い、次の世代に伝えながら、現代にいたります。

私たちには、これらの資産を礎（いしずえ）とし、住民や事業者、行政が一体となって守り（保全）、磨き続ける（継承や活用）ことが求められます。また、これらの活動を続けることで、新たな整備や取組みを行う場合（新設や補修）にも、北秋田らしい景観像を意識し、次の世代に受け継ぐことを目指し、次のような目標像を掲げます。

<景観づくりの目標像>



「もり」と「まつり」の郷を守り、資産を磨き続ける景観づくり



3. 景観づくりの基本目標

本市では、目標の実現に向けて、次に示す基本目標を掲げ、良好な景観の形成を推進します。

(1) 私たちが暮らす地域に誇りや愛着が感じられる景観づくり

北秋田市には、地形や歴史、生業や産業などにより、縄文時代には既に先人が定住していた鷹巣地区、豊かな自然環境と獅子踊りが伝承される森吉地区、天然の秋田杉や鉾山として栄えた阿仁地区、全国で初めて社会福祉の町として宣言した合川地区にそれぞれ特徴的な景観が見られます。特に史跡伊勢堂岱遺跡は、わが国の縄文時代の世界観を解き明かす上で貴重な事例であり、根子集落では狩猟採集や農林業が融合したマタギ文化を継承した暮らしが今なお見られます。私たちはこのことを再認識し、この景観を保全・継承する活動を多世代で担い、伝えることで、“誇り”や“愛着”を感じられる景観づくりを行います。

(2) 日々の暮らしの中で豊かさを感じられる景観づくり

北秋田市では、収穫期には金色に光り輝く田園景観、裏山の林と水田が共存する里山的景観、ブナやスギの原生林と多数の瀑布が見られる自然景観など、貴重な本物の景観が見られます。史跡伊勢堂岱遺跡周辺では、季節を感じられる田園や樹林地、サケの遡上がみられる湯車川、営農や居住環境を維持する集落景観が広がります。一方、JR 奥羽本線や秋田内陸線が通り、大館能代空港が近接するとともに、日本海沿岸東北自動車道が直接接続するなど、交通利便性に優れ、移動時間では県内でも東京に最も近い都市です。私たちは、このことを再認識することで、日々の暮らしにおける多様な“豊かさ”を感じられる景観づくりを行います。

(3) 交流による活力が感じられる景観づくり

北秋田市では、自然豊かな森吉山、本市と角館をつなぐ秋田内陸線の利用や自然環境を背景にした写真撮影、縄文文化に造詣の深い観光客が訪れる史跡伊勢堂岱遺跡などへの来訪が多く、世界遺産登録に向けて取組むことで、将来的には国内にとどまらず、世界中からさらに注目されることが期待されます。現状でも、史跡伊勢堂岱遺跡や周辺環境の維持・保全に寄与する小・中学生を含む市民ボランティアの活動、地域住民の方々を中心とし伝統芸能を伝承する取組み、森吉山麓などの多様な自然環境を案内する活動、街なかや地域の沿道を花で彩る取組みなどが見られます。私たちはそのことを再認識することで、地域に“交流による活力”が感じられる景観づくりを行います。

4. 良好な景観づくりに関する方針（景観法第8条第3項）

良好な景観は、住民、事業者、行政のそれぞれの主体の取り組みや行為によって形成されます。このため、それぞれの主体が、良好な景観形成に向けて、共に目指すべき姿となる方針を次の通りとし、この方針に沿って景観形成を推進します。

（1）史跡伊勢堂岱遺跡や根子集落の保全・活用（⇒景観形成重点地区）

史跡伊勢堂岱遺跡は、わが国の縄文文化を解き明かす上で貴重な事例です。特に史跡（プロパティ）は、「文化財保護法」や「文化財保護条例」等と整合が図られている「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画」や「史跡伊勢堂岱保存管理計画」に基づき、史跡自体の価値が損なわれないように、計画的な保全・活用が進められています。史跡周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）は、遺跡と一体をなす景観保存を図る地区として、「伊勢堂岱遺跡景観計画」の内容をさらに充実させながら、景観保全や活用、継承に取り組んでいきます。

マタギ文化が受け継がれる根子集落は、急峻な山間と一体となった特徴的な景観を残し、根子番楽を地域の手で伝承していることから、今後もこの景観保全に取り組みます。

なお、この二つの地区では、視点場からの眺望の確保にも取り組めます。

（2）生活を支え、交流を促すまちの修復・創造（⇒まちの景観エリア）

鷹ノ巣駅周辺の中心市街地やかつての地域中心、国道沿道で見られる沿道型商業施設が立地する地区では、市民生活を支える生活利便施設や商業・サービス施設等が集積し、その周辺に住宅地や農業生産基盤となる田園地帯が広がる、まち（市街地と田園）の景観を形成しています。また、田園の周辺では、住宅と屋敷林の配置、集落を風雪から守る防風雪林の植生などが見られることから、地域特有の景観保全に取り組んでいきます。

一方、中心市街地や地域中心での衰退傾向、空き店舗や空き家の増加、廃屋等の放置、耕作放棄地等の課題も散見されることから、これら景観阻害要因の対応を行うとともに、交流への意識を醸成するなど、修復や創造の視点に立った景観づくりに取り組めます。

（3）地域に根ざした環境や景観の保全・継承（⇒さとの景観エリア）

主に森吉地区や阿仁地区の秋田内陸線の駅周辺に見られる集落や森吉山麓の自然環境などは、歴史や地形、気候や時代に応じた産業（林業、工業、農業等）により暮らしを成り立たせ、そのことが地区特有の景観を形成してきました。また、これらの地区では、生業や季節の節目、大名行列の継承、無病息災等の祈願、集落に移り住んだ住民が有する伝統や文化を表現する踊りや祭りなどが重要な無形文化財として伝承されています。

一方、「山」と人が暮らす「里」の境界では、人による管理が行き届かなくなり、野生鳥獣と鉢合わせになるケースも散見されるため、棲み分け等の検討も急務となっています。

地域に根ざした特有の環境や景観を再認識し再評価しながら、これらの地域資産の保

全・継承、地域課題への対応による景観づくりに取組みます。

(4) 自然風景と一体となった内陸線の保全・活用 (⇒内陸線の視点場)

かつての地域の方々の想いや期待に応えて整備された秋田内陸線は、地域住民の大事な移動手段として利用されてきましたが、沿道住民の減少や高齢化、モーターリゼーションによる利用者の減少などにより、その存続が危ぶまれています。

一方、本線は、角館や弘前のサクラ、紅葉や雪化粧した森吉山麓などを目的とする観光客などの利用も多く、車窓からの風景を特に楽しんでもらいたい区間では、走行スピードを落とすなどのサービスも提供されています。また、四季を通じて背景の自然風景と走行する車両を撮影しようとする方々にも根強い人気があります。さらに、駅の魅力づくり、貸切列車の運行やワンデーオーナー、撮影スポットや沿線の暮らしを紹介するホームページの作成などによる工夫も見られます。

自然風景と一体となった沿線の景観保全とともに、史跡伊勢堂岱遺跡は小ヶ田駅、根子集落は笑内駅が最寄りであることから、観光や写真撮影等の活用を視野に入れた景観づくりに取組みます。

(5) 景観づくりに向けた意識の啓発や担い手の創出・育成 (⇒景観計画区域全域)

景観づくりとは、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私たち一人ひとり暮らしや経済活動などと、技術の進歩や法律等の制度が背景となるもので、地域特有の景観は人の手で守り、活かし、語り継いでいかなければなりません。

例えば、史跡伊勢堂岱遺跡は行政がルールを設け、住民（市民）が史跡や周辺景観を守っています。根子集落は住民（市民）が、マタギ文化や伝統芸能を受け継いでいます。秋田内陸線は事業者が様々な活性化策を講じ、行政が後方支援を担い、市民や利用者が利活用しながら、運行を続けています。

本市で見られる地域に応じた日常的な景観を、まずはそこに暮らす方々が再認識し、その景観の良さや意味に気づき、景観の保全や活用の取組みを担いながら、次の世代に語り継いでいけるような景観づくりを理想として取組みます。

5. 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

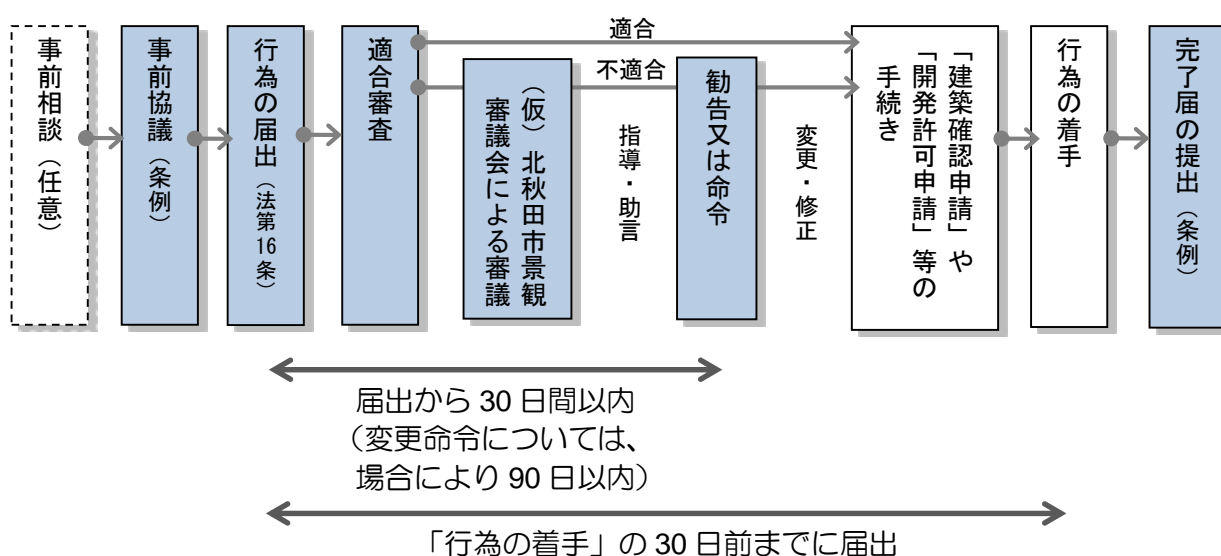
本市では、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針に基づき、必要な行為の制限等を届出制度により運用することで、景観計画区域内の良好な景観形成を推進します。

(1) 届出制度による景観づくり

本市の景観づくりにあたり、当該区域内で届出の対象となる行為を行う場合には、下記の流れに則って、景観法に基づく届出制度による規制・誘導を進めます。

景観行政団体の長である市長は、届出の内容が景観形成方針や景観形成基準に適合しないと判断した場合には、景観計画に基づいて、協議や助言、指導・勧告、変更・修正命令等を行い、良好な景観形成に寄与するように指導します。

■届出対象の行為を行う場合 *届出対象と行為を行わない場合は、これまでと同様の手続き



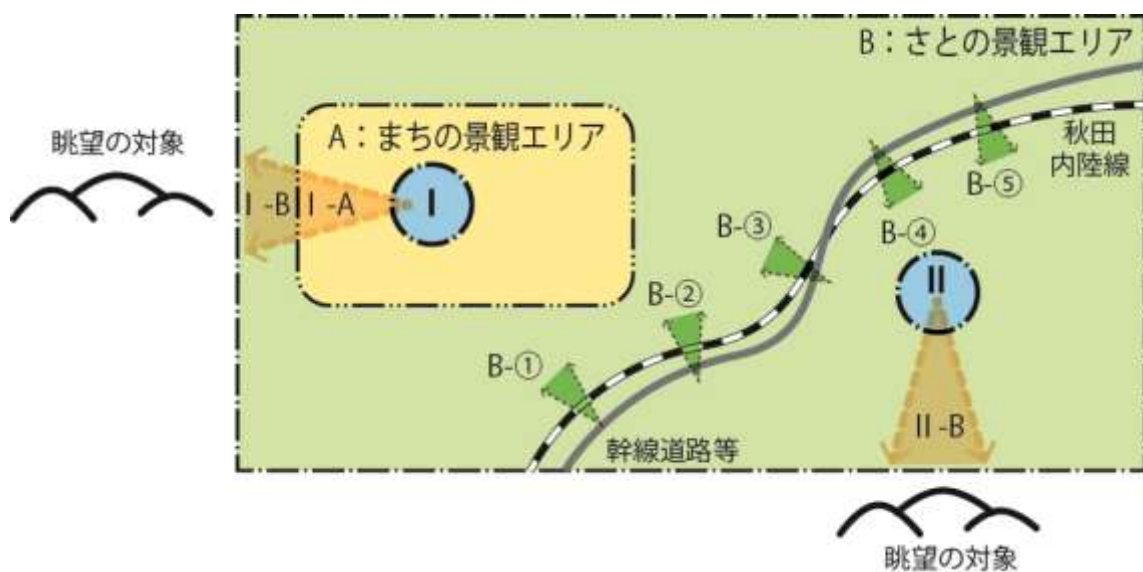
*届出の内容を変更しようとする場合は、変更行為着手日の30日前までに届出が必要です。

■罰則について

- 届出をせず又は虚偽の届出をした場合など、景観法第103条により罰則が適用されます。
- 建築物及び工作物の形態意匠に関する基準において、指導に従わない場合、景観審議会の意見を聞いた上で、必要な措置をとることを、景観法第17条第1項に基づき命令します。行為者がこの命令に違反した場合、景観法第101条の規定により、罰則が適用されます。
- 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準において、指導に従わない場合、景観審議会の意見を聞いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置を取ることを景観法第16条第3項に基づき勧告します。勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。
- 届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が景観形成基準を満たすような対応に努めるものとします。

■各エリア別届出対象行為の区分設定

- 届出対象行為は、まちの景観エリア(A)、さとの景観エリア(B)、景観形成重点地区(I：史跡伊勢堂岱遺跡、II：根子集落地区)、景観形成重点地区からの眺望、内陸線の視点場からの眺望などに応じて、その内容は異なります。
- 景観形成重点地区Iでは、「北海道・北東北の縄文遺跡群」に該当する全自治体で対象行為の基準等を揃えることが求められており、本市でもその指導に則った内容とします。
- それ以外の地区は、概ねこれまで運用されてきた届出対象行為の内容となります。
- 視点場からの眺望は、眺望上で太陽光発電施設等が著しく反射しないことや、対象となる山々や丘陵地の稜線に鉄塔や空中線系が抵触しないことなど、現状の景観を保全し、継承できるような内容について努力目標として掲げていきます。



(2) 届出対象行為

行為の種類	制限の対象	景観形成重点地区 I 伊勢堂岱遺跡地区	まちの景観エリア (A)		さとの景観エリア (B)	景観形成重点地区 II 根子集落地区	史跡眺望 I-B	根子眺望 II-B	内陸線の視点場 B-①~⑤
				史跡眺望 I-A					
建築物の新築、増築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の新設又は移転	高さ13m又は延べ床面積10㎡を超えるもの	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築は除く)		高さ13m又はのべ面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築は除く)	*屋根や外壁の色彩は、天然素材に近い色以外の採用を検討している場合、事前相談を要する	*左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する		
	増築・改築	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの *屋根や外壁の色彩は、天然素材に近い色以外の採用を検討している場合、事前相談を要する							
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、排気塔、高架水槽、屋外照明等	高さ5mを超えるもの	高さ13mを超えるもの	*左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する	高さ13mを超えるもの	*左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する *視点場での鑑賞や撮影等に影響がないように配慮する			
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの							
	擁壁、さく、塀等	高さ1.5mを超えるもの	高さ3mを超えるもの		高さ3mを超えるもの				
	電波塔、物見塔、柱類(屋外広告物を除く) 電線路、空中線系(その支持物を含む)	高さ10mを超えるもの	高さ30mを超えるもの		高さ30mを超えるもの				
	修繕、模様替え、色彩変更	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの	上記規模に該当するもの		上記規模に該当するもの				
	自動販売機	高さ1mを超えるもの	規制なし		規制なし				
	太陽光発電施設	原則、設置は不可とする(家庭用を除く。) *ただし、設置検討時、事前相談を要する	設置の際、幹線道路等から直接見えない位置とする配慮や、周りから見えないような遮蔽などのしつらえに努める *必要に応じて事前相談を要する		*設置検討時、事前相談を要する				設置の際、幹線道路等から直接見えない位置とする配慮や、周りから見えないような遮蔽などのしつらえに努める *必要に応じて事前相談を要する
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積300㎡又はのり面や擁壁の高さ1.5mを超えるもの	都市計画区域内:3,000㎡以上のもの	*眺望を妨げないよう配慮する	都市計画区域外:10,000㎡以上のもの	*眺望を妨げないよう配慮する			
土地の形質変更	のり面、擁壁、土地の造成等		面積3,000㎡又はのり面や擁壁の高さ3mを超えるもの		面積3,000㎡又はのり面や擁壁の高さ3mを超えるもの				
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	用途廃止された物品	堆積期間が90日を超え、面積50㎡又は高さ1.5mを超えるもの	[新設又は既存(500㎡以下)に追加の場合] 高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの	*眺望を妨げないよう配慮する	[新設又は既存(500㎡以下)に追加の場合] 高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの	*眺望を妨げないよう配慮する			
	一般資材等の物品		[既存(500㎡超)に追加の場合] 高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの [新設又は既存(1,000㎡以下)に追加の場合] 高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの [既存(1,000㎡超)に追加の場合] 高さ1m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの		[既存(500㎡超)に追加の場合] 高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの [新設又は既存(1,000㎡以下)に追加の場合] 高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの [既存(1,000㎡超)に追加の場合] 高さ1m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの				
水面の埋立て又は干拓		面積300㎡又はのり面や擁壁の高さ1.5mを超えるもの	—	—	—	—			
木竹の伐採		伐採面積50㎡又は木竹の高さ5mを超えるもの	—	*伐採検討時、事前相談を要する	—	*伐採検討時、事前相談を要する			

※表中の注釈 * : 行為の制限内容のほか、配慮が必要な事項、— : 関係法令の規制に準じる事項

(参考) 適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、市に届出を行う必要はありません。

①景観法第 16 条第 7 項に掲げるもの

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 地区計画等（都市計画法第四条第九項 に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号 に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号 に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号 に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号 に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号 に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項 に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

○その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

②景観法施行令第 8 条に掲げるもの

○地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

○仮設の工作物の建設等

○次に掲げる木竹の伐採

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

○前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - ③木竹の伐採
 - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - ⑤特定照明
- ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ③用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ④土地の開墾
 - ⑤森林の皆伐
 - ⑥水面の埋立て又は干拓

③景観法施行令第 9 条に掲げるもの

○法第十六条第七項第十号 の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号 の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号 の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号 の地区計画等

の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

④景観法施行令第10条に掲げるもの

○法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二條第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三條第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為
- 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

—以上法及び施行規則より抜粋—

6. 景観形成基準

「良好な景観形成に関する方針」の実現を目指すため、それぞれの届出対象行為ごとの「景観形成基準」を、以下のように定めます。本市では、届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告、形態意匠の変更命令等を行います。

(1) 建築物・工作物

①景観形成重点地区 伊勢堂岱遺跡地区

位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた景観資源に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地区の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ○良好な景観が見渡せる眺望点からその眺望を妨げない配置とするよう努める。 ○太陽光発電施設（産業用）は、原則設置できないものとする。 ○太陽光パネル（家庭用）を設置する場合は、事前相談を要する。
規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 ○行為地周辺が樹林地の場合は、できる限り樹幹から突出しない高さとするように努める。
形態・意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなどまとまりのある意匠とする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○周辺の町並みや自然景観との調和に配慮して、素材を選定すること。また、反射性の高い素材を使用しないこと。 ○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。 ○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠とする。

<p>色彩</p>	<p>○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。</p> <p>○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。</p> <p>○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。</p> <p>○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物との調和が図られたものとする。</p> <p>○屋根の色彩は、天然素材に近い「焦げ茶」や「深緑」などを基調とするよう努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。</p> <p>○外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュやブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、黒やグレーはアクセント色に留め、集落内での調和に努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。</p> <p>*なお、これらの色彩については、新築、改築又は塗り替えを行う際に基準に合わせることでよいものとする。</p>
<p>敷地の緑化</p>	<p>○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら、植栽に努める。</p> <p>○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。</p> <p>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和が図れる樹種とする。</p> <p>○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保存するよう配慮する。</p> <p>○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。</p>
<p>視点場からの眺望</p>	<p><景観形成重点地区外の眺望範囲における事項></p> <p>○史跡視点場から北側への眺望を確保するため、眺望の範囲において、田代岳から白神山地への稜線や北部丘陵地の稜線、田園景観を妨げないように努める。</p> <p>○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、視点場から見えないよう配慮すると共に、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に配慮するように努める。</p> <p>○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し、緑化するなど水辺に配慮した空間づくりを行う。</p>

②まちの景観エリア

<p>位置・配置</p>	<p>○優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。</p> <p>○周辺及び敷地内の建築物などの調和に配慮した配置とする。</p> <p>○道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保する。</p> <p>○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、幹線道路等から見えない位置での設置及び周りから見えないよう遮蔽するなどの配慮を行う。</p>
<p>規模・高さ</p>	<p>○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。</p>
<p>形態・意匠・素材</p>	<p>○建築物全体としてまとまりのある意匠とする。</p> <p>○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。</p> <p>○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。</p> <p>○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。</p> <p>○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。</p> <p>○屋上設備等は、通りから見えにくい位置に設置するか、目立たないよう遮へいする。</p> <p>○建築物への看板、広告塔などの設置はできるだけ避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し必要最小限にとどめるとともに、周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とするよう努める。</p> <p>○通りに面して壁面等を設置する場合は、周辺の景観にあわせて適度に壁面を区分した意匠・形態とするなどし、圧迫感や威圧感を軽減する。</p> <p>○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。</p>
<p>色彩</p>	<p>○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。</p> <p>○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。</p> <p>○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。</p> <p>○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物との調和が図られたものとする。</p>

敷地の緑化	<p>○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら、植栽に努める。</p> <p>○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。</p> <p>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和が図れる樹種とする。</p> <p>○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保存するよう配慮する。</p> <p>○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。</p> <p>○道路に面した敷地境界には、沿道の町並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減等歩行空間の景観向上に配慮した植栽に努める。</p>
視点場からの眺望	<p>○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、視点場から見えないように配慮する。</p> <p>○太陽光パネル（家庭用）等は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。</p> <p>○行為制限対象規模以下の建築物、工作物においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とすること。</p>
その他	<p>○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に配慮するように努める。</p> <p>○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し、緑化するなど水辺に配慮した空間づくりを行う。</p>

③さとの景観エリア

<p>位置・配置</p>	<p>○優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。</p> <p>○周辺の景観と調和した配置に努める。</p> <p>○山稜近傍では、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とする。</p> <p>○道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保する。</p> <p>○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、幹線道路等から見えない位置での設置及び周りから見えないよう遮蔽するなどの配慮を行う。</p>
<p>規模・高さ</p>	<p>○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。</p>
<p>形態・意匠・素材</p>	<p>○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。</p> <p>○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。</p> <p>○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなどまとまりのある意匠とする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。</p> <p>○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。</p> <p>○周辺の町並みや自然景観との調和に配慮して、素材を選定すること。また、反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。</p> <p>○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。</p> <p>○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。</p> <p>○根子集落において、屋根の形状は、片流れや招き、切妻など、周辺の山並みや地域性等に配慮した形態とする。</p>
<p>色彩</p>	<p>○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。</p> <p>○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。</p> <p>○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。</p>

<p>色彩</p>	<p>○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物との調和が図られたものとする。</p> <p>○根子集落での屋根の色彩は、天然素材に近い「焦げ茶」や「深緑」などを基調とするよう努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。</p> <p>○根子集落での外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュやブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、黒やグレーはアクセント色に留め、集落内での調和に努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。</p> <p>*なお、これらの色彩については、新築、改築又は塗り替えを行う際に基準に合わせることでよいものとする。</p>
<p>敷地の緑化</p>	<p>○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら、植栽に努める。</p> <p>○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化措置を講じるよう努める。</p> <p>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和が図れる樹種とする。</p> <p>○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保存するよう配慮する。</p> <p>○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。</p>
<p>視点場からの眺望</p>	<p><景観形成重点地区外の眺望範囲における事項></p> <p>○根子トンネル西側出入口の視点場から西側の眺望を確保するため、眺望の範囲において、里山や奥山の稜線、田園景観を妨げないように努める。</p> <p>○内陸線の視点場において、撮影時に電柱や電線類等が入り込まないように配慮する。</p> <p>○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、視点場から見えないよう配慮する。</p> <p>○太陽光パネル（家庭用）等は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。</p> <p>○行為制限対象規模以下の建築物、工作物においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とすること。</p>
<p>その他</p>	<p>○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に配慮するよう努める。</p> <p>○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し、緑化するなど水辺に配慮した空間づくりを行う。</p>

(2) 開発行為に対する景観形成基準

<p>土地の形状</p>	<p>○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。</p> <p>○周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないように配慮する。</p> <p>○景観形成上支障を生じる土地の不正形な分割又は細分化を行わない。</p>
<p>土地の緑化</p>	<p>○行為地内はできる限り緑化するよう努める。</p> <p>○周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</p> <p>○行為地内に優れた景観を形成している樹林等（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合はそれらを保全又は移植し、修景に積極的に活用する。</p>
<p>法面及び擁壁の外観</p>	<p>○長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。</p> <p>○法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。</p> <p>○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</p> <p>○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、自然素材等の仕上げを行うなど、周辺の景観との調和に配慮した工夫を行う。</p>

(3) 物件の堆積に対する景観形成基準

<p>貯蔵又は集積の方法</p>	<p>○主要な視点場（眺望点）や道路から見えないう、集積又は貯蔵の位置及び方法を工夫する。</p> <p>○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。</p>
<p>遮へい</p>	<p>○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう塀や囲い等の遮へい措置を講ずること。</p> <p>○塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺の景観と調和させる。</p> <p>○遮へいに伴う植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とすること。</p>

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

遮へい	<p>○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。</p> <p>○行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮する。</p>
跡地の形状	<p>○長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。</p> <p>○法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。</p> <p>○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</p> <p>○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、自然素材等の仕上げを行うなど、周辺の景観との調和に配慮した工夫を行う。</p>
跡地の緑化	<p>○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。</p> <p>○やむを得ず擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図る。</p> <p>○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。</p>
その他	<p>○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。</p>

7. 色彩基準に関する事項

本景観区域における届出対象行為のうち、特に景観への影響が大きいと考えられる建築物や工作物の「色彩」に関する基準として、秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」を参考に、景観保全を図ることとします。以下にガイドラインの概要を示します。

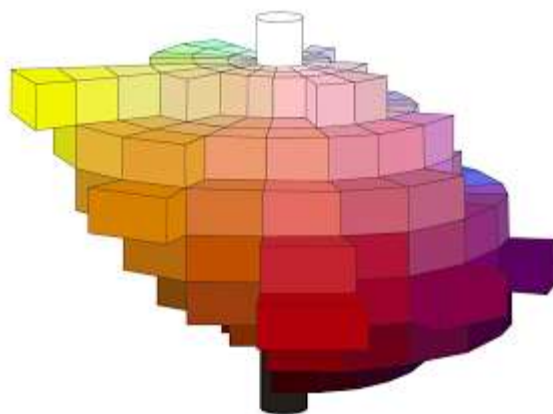
ただし、県が定めるガイドラインでは景観保全に対応できない課題が見られた場合には、改めて市の基準を設けることを検討することとします。

■秋田県の景観を守る条例

～届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説～

秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切にし、かけがえのない財産として構成に引き継いでいくため、平成5年4月に「秋田県の景観を守る条例」を施行しました。これにより、国道・県道・鉄道から200m以内の地域（沿道沿線地域）において、一定規模以上の行為を行う場合には、県に届出が必要になりました。

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観基準色彩ガイドライン」を定め、この基準に沿って景観保全を図ることとしています。



右図:ガイドライン表紙の色立体

- 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- 色彩を組み合わせる場合は、使用する色相相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- 建築設備の色彩は、建築物本体や周辺景観との調和を図ったものとする。
- 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の適用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮するべき事項を次の通り決めました。

項目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

○なぜ彩度6以下なのか

建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

<樹木の緑>

光を通して見るためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

<晴天の空>

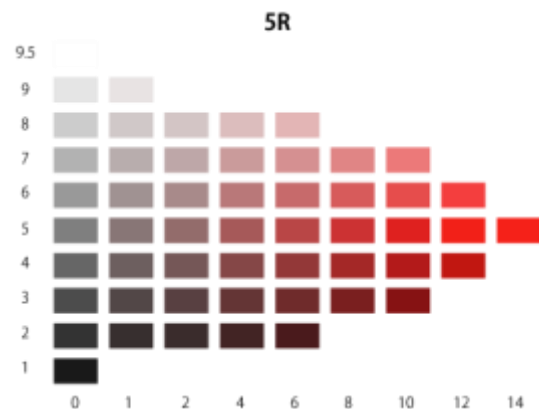
現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。

○アクセント色とは

色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つこととなります。

○周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的には、この基調を尊重すべきであり、その基準は建築の一般色が示していると考えられています。この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合等には、その地域の景観を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。



マンセル 20 色相関(色立体を真上から見た色の並び) 色相 5Rでの明度・彩度表(色立体を 5Rで切る)

8. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

本市の景観づくりにあたり、周辺景観を形成している景観資源、地域のシンボルとなる景観資源、周辺住民に親しまれている景観資源等、重要な景観資源を維持・保全・継承するため、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」を指定します。

これらの指定にあたっては、形状変更の制限、所有者等の適切な管理義務等が生じます。事前に所有者や管理者等と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いたうえで、保全、管理、活用に関する事項について定めます。

(1) 景観重要建造物（景観法第19条）

道路及び公共の場所から容易に確認することができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

<指定が想定される建造物の例示>

- ・地域の歴史・文化を継承する象徴的な建造物
- ・歴史的な様式や技法を有する建造物
- ・地域における生活や生業（なりわい）から形成された地域固有の建造物
- ・地域のシンボルとして親しまれている建造物
- ・景観づくりに先導的な特徴のある建造物

*ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物を除きます。



伊勢堂岱遺跡敷地内から移築され、「伊勢堂岱」という地名の由来になったと言い伝えられる「小ヶ田神明社」

(2) 景観重要樹木（景観法第28条）

道路及び公共の場所から容易に確認することができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

<指定が想定される樹木の例示>

- ・特徴的な樹容の樹木
- ・地域のシンボルとして親しまれている樹木
- ・歴史的・文化的意義のある樹木

*ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された樹木を除きます。

9. 屋外広告物について

屋外広告物は、商業地域や観光ルート等において必要不可欠なものですが、高さや面積が大きいもの、色彩が派手なもの、雑然と掲示されているもの、大切な場所に乱立するものなどは、地域の良好な景観を阻害するものになります。

本市では、秋田県屋外広告物条例に基づく規制・誘導を行っており、引き続き、これを基本としていきます。以下に県条例の概要を示します。

ただし、県条例では景観保全に対応できない課題が見られた場合には、改めて市の基準を設けることを検討することとします。

■屋外広告物制度の概要

○屋外広告物の定義

屋外広告物に該当する要件は、以下の4つ。商業広告だけでなく、国や地方公共団体等が表示する営利目的でない広告物もこの要件のすべてを満たしていれば、屋外広告物の対象となる。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に対して表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

○禁止広告物

表示してはならない広告物等を定め、美観上・安全上問題のある広告物の表示を禁止する。

- ① 著しく汚染、たい色、塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損、老朽化したもの
- ③ 倒壊、落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似するもの（道路交通の安全を阻害）

○禁止地域（例示を一部抜粋）

禁止地域等を定め、原則として、屋外広告物の表示・設置を禁止します。

- ① 住宅地、景観のすぐれた地域、緑地（第1種及び第2種低層住居専用地域 など）
- ② 文化財、史跡のある地域（文化財保護法、秋田県文化財保護条例）
- ③ 保安林の区域（森林法）
- ④ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ⑤ 都市公園の区域
- ⑥ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑦ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近で、知事が指定する区域
- ⑧ 道路及び鉄道等のうち、知事が指定する区間

○禁止物件

広告物を表示してはいけない物件（場所）を定め、広告物の氾濫を抑制します。

- ① 道路、鉄道の橋りょう、トンネル、高架構造物、街路樹、信号機、道路標識など
- ② 電柱、街灯柱での簡易な広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等）
- ③ 送電塔、道路の路面

○表示の許可（禁止地域以外の地域（許可が必要））

禁止地域以外の地域において、表示や物件の設置に関する基準に基づき、知事の許可・違反広告物の除却その他必要な措置、是正命令等を通じて、適切な屋外広告物の表示、提出物件の設置を誘導します。

○適用除外

規制対象の広告物であっても、社会生活に最低限必要なものについてはその規制が緩和されます。（但し、禁止広告物に該当するものについては、適用除外の対象にはなりません。）

（1）すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件にも表示可能）

- ① 他の法令の規定により表示される広告物（道路標識、建築確認表示、建築工事現場標識等）
- ② 国又は地方公共団体が自己の管理する土地等に表示する広告物
- ③ 国又は地方公共団体が掲出する広告物（②に該当するものを除く。）で、あらかじめ届出をしたもの（規格等の制限はない。）

（2）すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件には表示できない）

- ① 団体等が国又は地方公共団体と一体となって行う行事等のために表示する広告物。
- ② 自家用広告物（自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業の内容、自己の営業の内容を表示する広告物）で、規則で定める基準（禁止地域は表示面積 5 m²以内、それ以外の地域は表示面積 10 m²以内等）に適合するもの
- ③ 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物で、規則で定める基準（2 m²以内）に適合するもの。

○許可制度

広告物を表示される地域又は物件が、禁止地域又は禁止物件でない場合や、禁止の適用除外となる場合であっても、広告物の適正な表示を確保するための制度。

許可の基準は、条例の目的である、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から定められており、許可の基準に合致していれば、必ず許可される。但し、条例の目的を達成するため、許可にあたって条件を付す場合がある。

申請時は、許可申請者が許可申請（関連する添付書類の提出や手数料）を行い、許可を受けた広告物には、許可期間中、屋外広告物許可済証を表示しなければならない。

10. 景観重要公共施設に関する事項（景観法第47条）

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。景観法では、周辺の建築物等と一体となって良好な景観を形成する等、景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、その整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができるとされています。

良好な景観づくりに向けては、行政が先導的な役割を果たす必要があります。今後、地域の景観づくりに先導的な役割を果たすなど、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）については、それぞれの管理者と協議を進め、景観重要公共施設として、同意が得られたものを景観計画に位置づけていきます。

（1）景観重要公共施設の指定の方針

本市では、良好な景観づくりに重要と認められる公共施設（道路、河川、公園等）を、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設は、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で指定します。

（2）景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施、維持管理の各段階において景観への配慮が求められます。そのため、景観重要公共施設の整備に関する考え方を以下の通り定めます。

景観重要公共施設の整備にあたっては、第3章第4節「良好な景観づくりに関する方針」、同第5節「行為の制限に関する事項」の景観形成基準に適合するよう配慮した形態、意匠、色彩、緑化等を検討します。また、補修及び改修の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素の除却又は改善を図ります。

1 1. 景観農業振興地域整備計画に関する事項（景観法第 55 条）

（1）景観農業振興地域整備計画の概要

本市は、都市計画法の用途地域及び農用地などとして利用することが適当でない森林地帯を除いた地域を農業振興地域に指定して、計画的な農業振興を目的とした農業振興地域整備計画を定め、この計画に基づいた営農環境の推進を図っています。

一方、耕作放棄地の増加、過疎化や高齢化などの要因による地域環境の管理に支障が生じてきており、田園景観や里山景観などの保全に課題も見られます。

景観農業振興地域整備計画は、このような課題に対応するため、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために策定するもので、対象となる区域内において、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めることができます。

（2）景観農業振興地域整備計画に関する考え方

本市では、良好な田園景観の保全や耕作放棄地の対応、田園景観と調和した農業施設の整備の推進等に向けて、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

1 2. 自然公園法の特例に関する事項（景観法第 60 条）

（1）自然公園法の概要

自然公園とは、国が指定する国立公園・国定公園、県が指定する県立自然公園等が含まれ、いずれも自然環境の保護と適正な利用が推進されています。

自然公園内には、自然環境や利用状況等を考慮して特別地域、普通地域などの地区区分が設けられており、公園内で行うことができる行為を規制することで、自然景観の保護を図ります。特に、特別地域では、工作物の新築・改築、樹木の伐採、広告の掲示、施設の塗装色彩の変更を行うためには、許可が必要となります。

（2）自然公園法の特例に関する考え方

本市には森吉山県立自然公園や、史跡伊勢堂岱遺跡の眺望の対象となる大館市の田代岳県立自然公園において特別地域が指定されていることから、既往の規定に則り、引き続き適切な運用を図ります。

第4章 景観形成重点地区

北秋田市景観計画では、地域特有の景観を有する地区や、地域住民等により地域の文化や伝統行事等を保全・伝承に努める地区などを、特に良好な景観づくりを図る「景観形成重点地区」に位置づけるものとし、次の2つの地区を指定します。

景観形成重点地区Ⅰ：史跡伊勢堂岱遺跡地区

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、遺存状態が良く、特に環状列石が隣接して4つも発見されていることは他に例がないなど、縄文時代の世界観を解き明かす上で、貴重な事例です。

また、本史跡は「文化財保護法」により国の文化財に指定されるとともに、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであることから、他の遺跡の保存管理計画との包括的な統合が求められるなど、景観計画での適切な運用が求められています。

本地区については、平成27年12月に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、史跡（プロパティ）の保全や適切な管理、史跡周辺の緩衝地帯（景観計画区域）での届出制度による景観保全を進めてきましたが、さらに遺跡群を構成する自治体間での保存管理計画や景観計画での厳格な基準での保全・活用や史跡からの眺望の確保等が求められていることから、届出対象行為の内容の見直しや追加等を行います。

景観形成重点地区Ⅱ：根子集落地区

根子集落地区は、源平の末裔が移り棲み、開拓された地と伝えられています。また、阿仁マタギ発祥の地としても知られ、急峻な山々に多くの活動領域を持つ狩猟活動や農林業などによる生業が守られてきました。さらに、平成16年に国指定重要無形文化財に指定された根子番楽は、舞の形式が能楽の先駆をなす幸若舞以前のものであることや、歌詞の内容が文学的に優れていることが称賛されており、地域の方々の手で伝承されています。

地区は、中心部を流れる根子川に沿ってすり鉢状に形成され、地域の中心部に住まいが、その周辺の高い位置に水田が広がる独特の景観が広がり、根子トンネルを抜けた視点場から、眼前に臨むことができます。

本地区については、特有の文化や歴史に培われた急峻な山間と一体となった景観の保全や、視点場からの眺望の確保などを目指します。

4-1. 伊勢堂岱遺跡地区

1. 景観形成重点地区の区域

伊勢堂岱遺跡地区では、史跡（赤線）周辺を景観形成重点区域（青線）として設定します。また、史跡視点場から北側への眺望範囲を「視点場からの眺望（橙線）として位置づけます。

視点場からの眺望

- ・史跡の視点場から、北側の眺望を確保する範囲。なお、視点場は、史跡伊勢堂岱遺跡の視点場とします。
- *範囲は眺望範囲の検討を参照のこと。

里山的景観が広がる緩斜面

地形図より、緩やかな斜面として、太陽光発電施設の設置や開発行為等により、眺望の保全に配慮を要するエリア。

都市計画区域

国指定史跡範囲

：資産（プロパティ）
顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、文化財保護法等により保護・保存されている範囲。

景観形成重点区域：緩衝地帯（バッファゾーン）

- ・「史跡保存地区の緩衝地帯であり、かつ遺跡と一体をなす景観としての保存が図られるべき地区」として指定する。
- ・史跡を保護するために指定範囲の中心とし、隣接する台地や低地とを境界として設定する。
- ・世界遺産では、この区域を緩衝地帯（バッファゾーン）と設定。



2. 地区の概況

(1) 遺跡の概要

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、特に環状列石が隣接して4つも発見されていることは他に例がなく、縄文時代の世界観を解き明かす上で貴重な事例です。

本史跡は、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡で、史跡内は文化財保護法により適正かつ厳重な保存措置が講じられています。



(2) 周辺環境

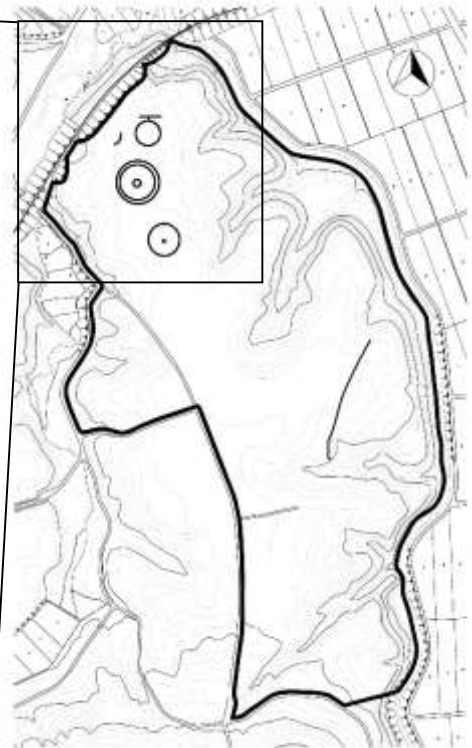
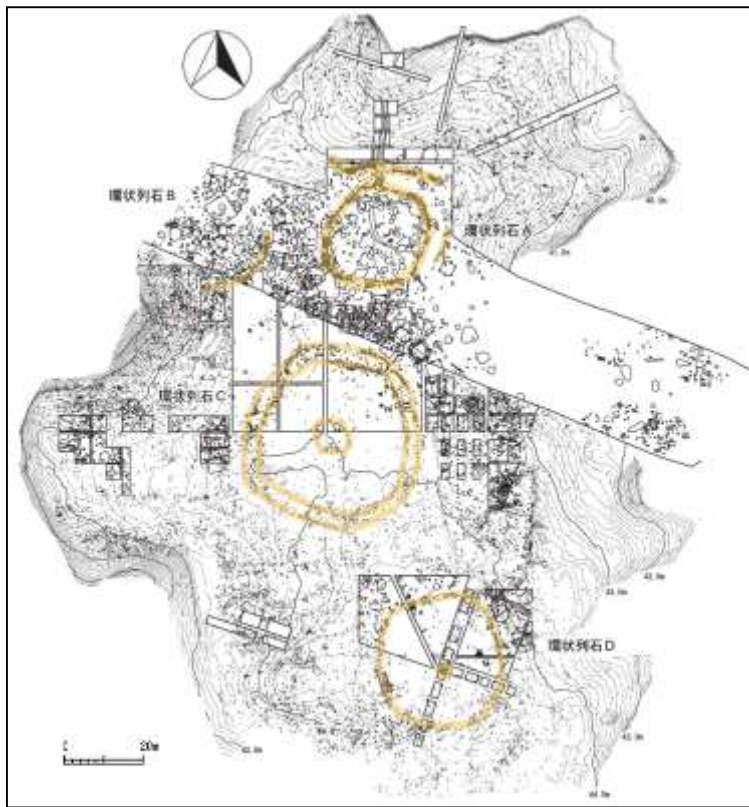
本史跡は、北秋田市北部の鷹巣盆地に存在し、米代川の支流である旧小猿部川と、阿仁川の浸食により形成された標高 40-45mの舌状台地に立地します。また、秋田内陸縦貫鉄道小ケ田駅から南に約 150mの地点に立地します。台地の北～東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が、さらにその周りには小ケ田集落が広がっています。なお、舌状台地と水田面には約 18mの高低差があります。

鷹巣盆地の周囲には山地が連なり、史跡からそれらを望むことができます。史跡から北側には世界遺産の白神山地や田代岳が見られます。また、北北西方向には残雪が馬の形に見えると田植えの季節とされてきた藤里駒ヶ岳（標高 1,157m）を望むことができます。

(3) 史跡の経緯

史跡伊勢堂岱遺跡の「発見」から「環境整備」に至るまでの経緯を、以下に示します。

年月	主な動向
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> 大館能代空港（平成10年7月開港）建設に関わる整備事業として、県道木戸石鷹巣線が空港と国道を結ぶアクセス道路の改良整備に伴う路線内の遺跡分布調査で、伊勢堂岱遺跡の存在が確認される。
平成6-7年度	<ul style="list-style-type: none"> 路線部内における範囲確認調査（第1次～2次調査）の実施。 第2次調査において、長径約32mの環状列石Aと、確認長15mの弧状をなす環状列石Bを確認。
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> 第3次調査において、環状列石Aの南側の精査の結果、前年度に検出されていた柱穴群が環状列石Aとは逆方向に展開する掘立柱建物群であることが判明し、調査区南側にもう一つの環状列石の可能性が強まる。 ハンドボーリング探査を実施後、長径約45mの環状列石Cの存在を確認。 当初は記録保存を目的とした発掘調査のため、調査終了後に環状列石Aを空港に隣接するポケットパークへ移築することが計画されたが、3つの環状列石の発見により、遺跡の重要性を地域住民や県民が理解し、遺跡保存の声が高まる。 11月に道路建設ルートの迂回と遺跡の現地保存を決定。
平成9～12年度	<ul style="list-style-type: none"> 鷹巣町教育委員会（当時）が学術調査（遺跡範囲確認調査及び内容確認調査）を継続実施。 これにより、遺跡が約20万㎡に広がることや、環状列石Cの南側に長径約36mの環状列石Dを検出した。 これらのことから、遺跡が縄文時代後期前葉に属する4つの環状列石を中心に、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑群、捨て場等で構成される大規模な祭祀の場であることが判明。
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡範囲約20万㎡のうち、約16万㎡が国の史跡に指定（文部科学省告示18号）。 指定理由は、「秋田県北部に所在する縄文時代後期の遺跡。東北地方北部から北海道に発達した環状列石とそれを巡る掘立柱建物跡群、墓で特徴づけられる。15ha余りの広大な台地を平坦に削平したり、溝で区画する等の大規模な土木工事を行って3ヶ所以上もの環状列石などを設置しており典型的な集団祭祀を示すものとして貴重である」こと。 史跡の内容解明のため基礎データ収集を目的とした第Ⅰ期内容確認調査を実施。
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備計画」の策定。
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅱ期内容確認調査を実施。台地東部も対象として調査範囲を拡大し、100mを超える溝状遺構を検出した。
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> これまでの発掘調査を総括した「史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書」を刊行。 平成23～27年の5ヵ年で見学環境整備を実施し、史跡内の環状列石保存公開を始め、ガイダンス・駐車場整備含めた総合的な整備を実施している。 「北秋田市歴史文化基本構想」の策定。この構想で、「史跡保存地区（国指定史跡範囲）」「景観保存地区」「教育・交流地区」「景観重点保存地区」等を位置づけている。



4つの環状列石 位置図

(4) 資産（プロパティ）及び緩衝地帯（バッファゾーン）の考え方

世界遺産において、史跡は、完全性・真正性を保つために、資産（プロパティ）と緩衝地帯（バッファゾーン）の設定が求められています。資産は文化財保護法で保護し、緩衝地帯は、資産からみた景観を維持するために様々な条例で保護するものとします。

<資産（プロパティ）>

- 顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、良好な状態で適切に保護・保存されている国指定範囲を指します。

<緩衝地帯（バッファゾーン）>

- 資産を保護するために指定範囲の中心として、隣接する台地や低地、河川、道路、鉄軌道等を境界として設定します。
- 北秋田市景観計画では、この区域を景観計画重点地区とします。



「資産」と「緩衝地帯(=景観形成重点地区)」の区域設定のイメージ

(5)「資産（プロパティ）」の保存管理の方向性

本史跡は、平成19年に策定した「国指定伊勢堂岱遺跡整備基本計画」に基づき、4つの環状列石を中心とした見学環境整備を進めています。そこでは、指定地外部分も含めた台地全体の整備方針を述べており、「環状列石ゾーン」「調査ゾーン」「体験広場ゾーン」「斜面緑地ゾーン」などに分類し、整備を進めるものとします。

(6)「資産（プロパティ）」の維持・管理

本資産を適切に保存管理するための方向性として、顕著な普遍的価値や、それに密接に関わる諸要素を抽出し、保護することが求められます。

<顕著な普遍的価値を構成する諸要素>

○記念物

- ・環状列石は、縄文文化の遺構で数少ない地上に残された遺構。
- ・環状列石が4つも発見されている事例は、他に例がない。

○遺跡・遺構

- ・掘立柱建物跡、土坑などが検出されている。
- ・全長100mを超える溝状遺構。

<顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素>

- ・森林
- ・周辺の山並み

<具体的な施策>

- ・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などについて、厳密な保護を図ります。活用を行う場合、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とします。
- ・環状列石を構成する礫は、状態を適切に把握するためのモニタリングを実施し、劣化・破損等が認められた場合は適切な措置を施します。
- ・植栽等は構成資産の良好な景観を形成するように、適切に修景します。

(7)「緩衝地帯（バッファゾーン）」の維持・管理

<現状>

緩衝地帯（バッファゾーン）は、史跡より北側に宅地が広がっており、その他のほとんどは水田と山林で構成されています。資産（プロパティ）に隣接する北側には「鷹巣西道路（日本海沿岸東北自動車道）」が建設されますが、半地下方式を採用するなど、資産の景観を阻害しないような構造で、環状列石からは全く見えないように配慮されています。

建設予定のガイダンス施設や駐車場等の整備については、史跡からの景観に考慮し、基本設計で想定していた地点から変更し、景観に与える影響を軽減させています。

<保存管理の方向性>

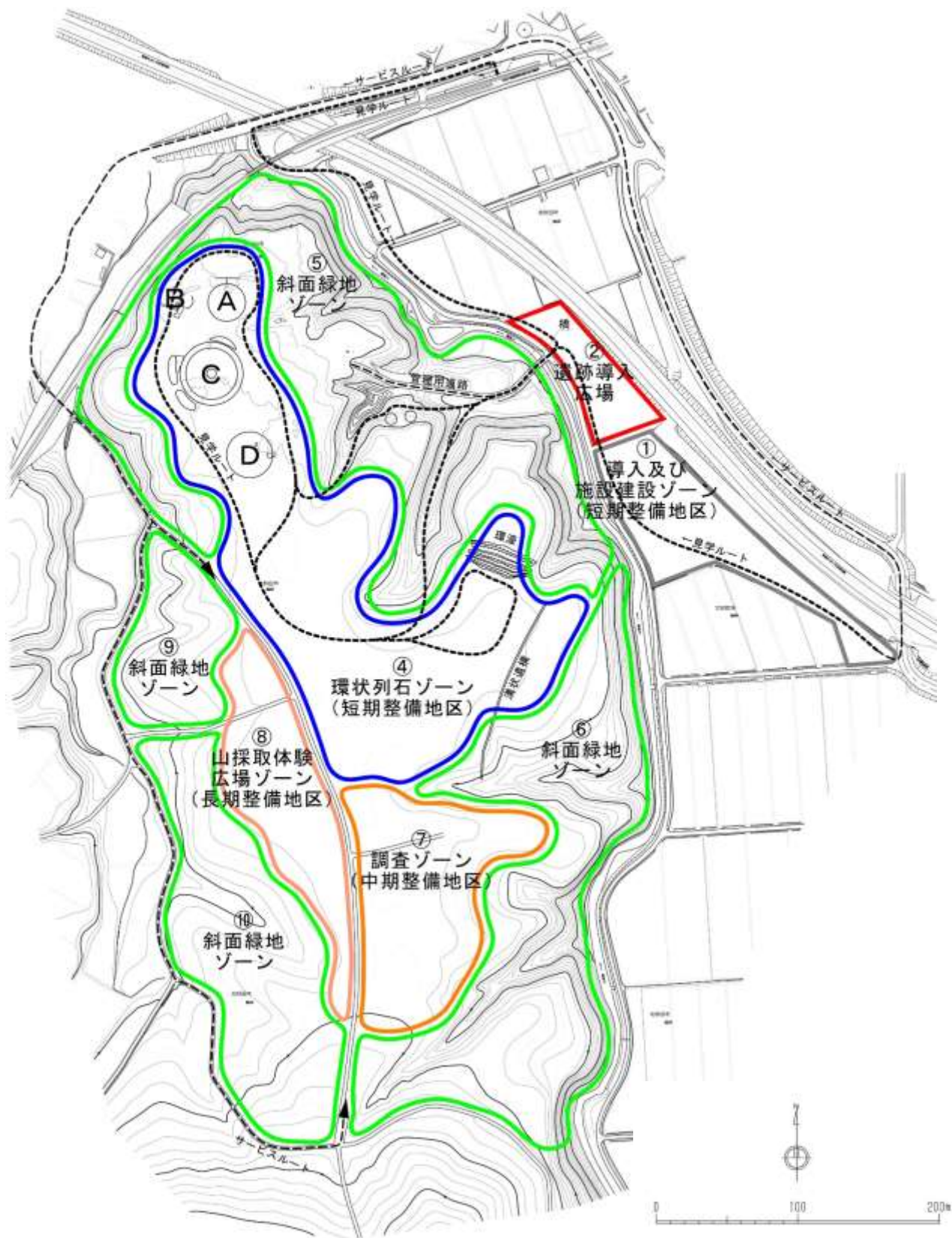
緩衝地帯の景観保全は、周辺住民の生活に配慮しながら、調和を図っていく必要があり、理解を促すためには、住民対象の説明会等を開催し、相互の理解を深めることが考えられます。

また、文化財保護法を始め、都市計画法、農振法、農地法などの関連法令で、北秋田市や秋田県等と連携しながら、保護を行います。

<具体的な施策>

- 最も重点的に保護する範囲としては、史跡より北側の集落地が優先され、環状列石を定点として、遠方の山並みを望む際に、その眺望が阻害されないように、開発との調整を図ります。
- 現行の条例等では緩衝地帯の保護が困難なことから、「景観計画」の策定や関連する条例を制定するなど対応を行い、資産（プロパティ）と一体となった保存管理及び景観形成を図ります。
- 住民に対しては説明会を実施するなど、理解を求め、周辺住民の日常生活との調和を図るものとします。

■整備及び維持・保全に向けて



史跡内ゾーニング図



見學環境整備完成図

(8) 景観資源と景観阻害要因

史跡周辺の景観づくりに関連する景観特性を抽出します。

凡例 **赤文字**:継承したい視点、**青文字**:配慮に努める視点

勾配屋根が特徴的な集落

小ケ田集落の建物景観の特徴として、青色による勾配屋根が挙げられる。

鷹巣西道路の整備や、建築物・工作物の建設等による、土地の形質変更を伴う開発

秋田内陸縦貫鉄道の運行

地域住民の足となる内陸線駅が立地

野立ちの自動販売機の存在

景観形成・保全に向けた配慮が求められる自動販売機

小ケ田集落等での営農・居住環境

営農・居住環境が維持されている小ケ田集落



伊勢堂岱遺跡からの眺望

史跡から白神山地などへの祭祀上重要な眺望が拓ける



県道大館能代空港西線からの眺望

空港方面から遺跡への眺望が拓ける



地域景観を構成する河川・山林

遺跡周辺は、古からの山林(樹林地)や河川が見られる



カムバック・縄文サーモンの取組

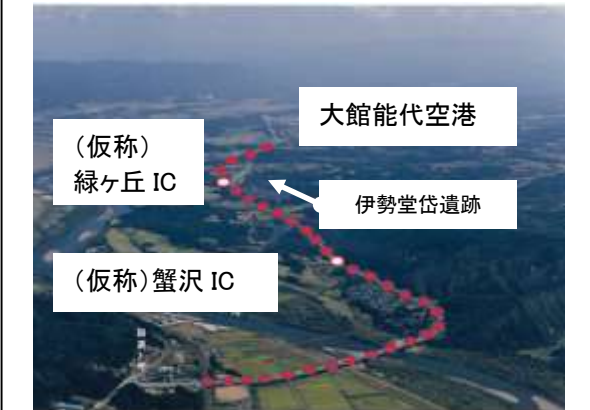


史跡内での子どもガイドの活動



県道大館能代空港西線「鷹巣西道路」の整備

半地下方式で周辺景観に配慮した構造を採用

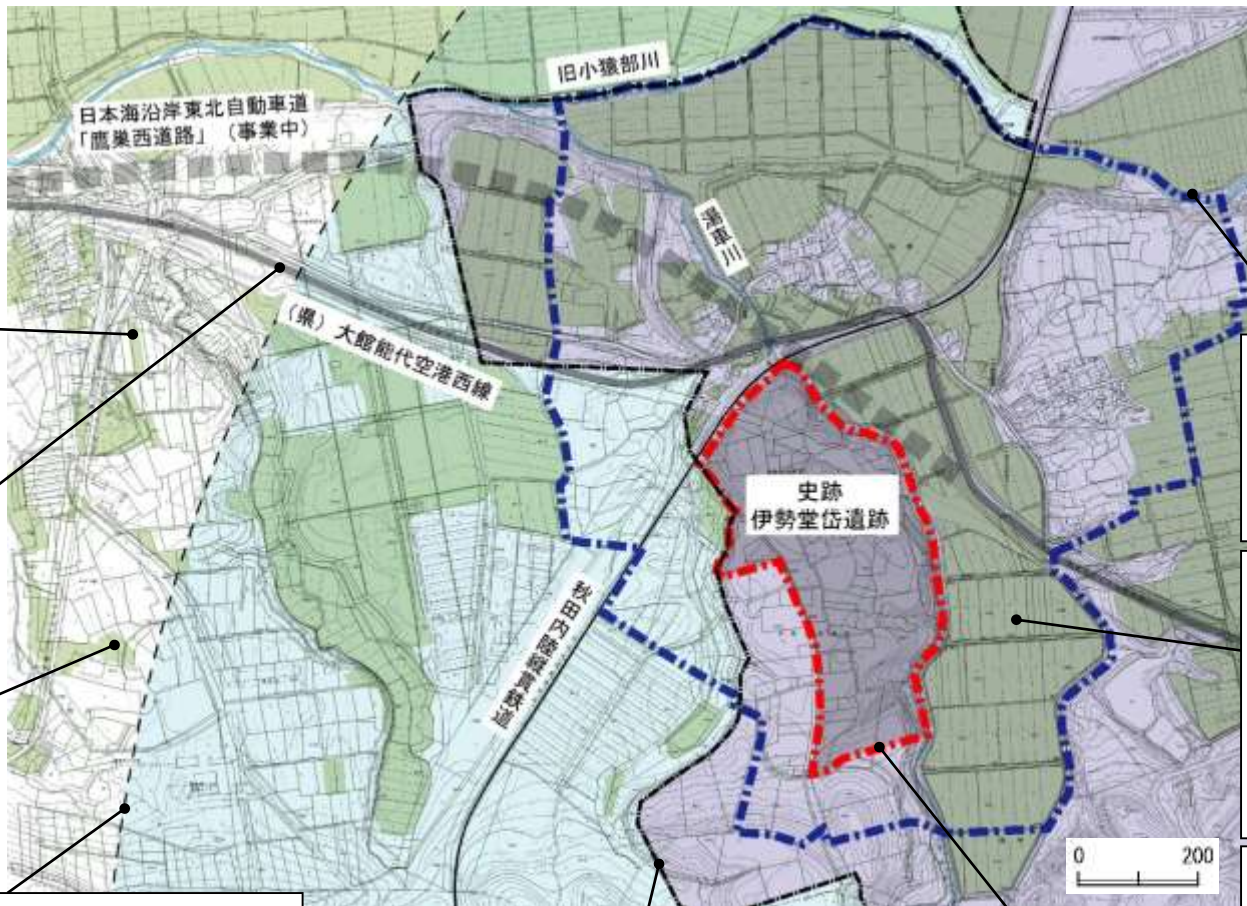


(参考) 史跡伊勢堂岱遺跡周辺における現行の規制

史跡伊勢堂岱遺跡周辺では、下記の土地利用規制が指定されています。

秋田県屋外広告物条例

*当地区は屋外広告物の禁止地域に指定



森林法 (地域森林計画対象民有林 等)

- ・開発行為の許可、伐採及び伐採後の造林の許可
- ・森林又は森林委接近している原野、山岳後背地等での、火入れの許可

道路法 (道路区域)

- ・道路管理者以外の者の行う工事の承認、道路の占用の許可、罰則

農地法 (農地)

- ・農地等の権利移動の制限、農地転用の制限、農地転用のための権利移動の制限

航空法 (飛行場標点から 4,000m以下の半径の円の内部)

- ・制限表面より上に出る高さの建造物の設置等の禁止 (水平表面 (高さ): 飛行場の標点の垂直上方 45m)

河川法 (河川区域)

- ・土地の占有の許可、土石等の採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可

農業振興地域の整備に関する法律

- ・農用地区域内における開発行為の制限
- ・農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等

秋田県の景観を守る条例

都市計画法 (用途白地地域)

- ・開発行為の許可 (開発区域の面積 3,000 m²以上)

文化財保護法 (周知の埋蔵文化財包蔵地)

- ・土木工事等のための発掘に関する届出

3. 地区の景観特性と課題の整理

史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観資源と景観阻害要因の把握から、本景観計画で重視する景観特性と課題を以下のように整理します。

<歴史・文化景観>

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、環状列石が隣接して4つも発見されていることは、縄文時代の世界観を解き明かす上で大変貴重です。史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画等の運用により、史跡やその景観の保全・継承が求められます。



伊勢堂岱遺跡の遺構

<自然・眺望景観>

史跡伊勢堂岱遺跡周辺は、舌状台地に連続する山林や原風景をなす田園風景、台地の縁を南北に流れる湯車川等が特徴的です。また、遺跡から白神山地や田代岳等への眺望は祭祀上重要な軸線であったことが伺えるため、山々への眺望を阻害しないよう、周辺建物の配慮が求められます。



保全・継承を目指す伊勢堂岱遺跡

<水辺景観>

史跡伊勢堂岱遺跡は、東縁を流れる湯車川や、北側を東西に流れる旧小猿部川と米代川が、古からの営みを支えており、環状列石には、これらの川原石が用いられています。湯車川ではサケの遡上を復活させる取組みも行われるなど、遺跡と水辺景観との関係が重視されています。



カムバックサーモンの取組み

<沿道・沿線景観>

史跡伊勢堂岱遺跡周辺には、大館能代空港が位置し、そのアクセス道路や日本海沿岸東北自動車道路の一部を担う「鷹巣西道路」の整備が進められています。また、秋田内陸線が近接地を運行しており、遺跡周辺での沿道・沿線景観への配慮が求められます。



整備中である日沿道の計画ルート

<建築物・工作物による景観>

史跡伊勢堂岱遺跡周辺には、北と東に小ヶ田集落や川口集落が存在し、居住環境や営農環境が維持されてきました。周辺住民の生活に影響を与えないよう、その営みを継承できるよう配慮し、遺跡から北側への眺望を阻害しないための建築物・土地利用のルール作りが求められます。



住宅とそれを囲む良好な田園景観

4. 景観づくりの目標像

史跡伊勢堂岱遺跡は、本市を代表する景観資源であるとともに、縄文文化を紐解く上で、わが国にとって重要な事例です。

本市では、史跡については、既に国指定史跡に指定されていることから、引き続き、「文化財保護法」や「北秋田市文化財保護条例」、「北秋田市歴史文化基本構想」、「史跡伊勢堂岱保存管理計画」等により、史跡としての保存・活用に努めます。

一方、史跡周辺においては、これまで、住民・事業者・行政が一体となり、歴史的価値の高い資産や地域特性を十分に活かした景観づくりを、積極的に取り組んでいるとは言い難い状況にありました。

しかしながら、「景観法」に基づく「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、今後は、史跡と一体となった景観づくりを、三位一体となって目指すものとします。

そこで、住民や事業者、行政が、史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観づくりに向けて共有すべき目標像を、以下のように設定します。

「史跡伊勢堂岱遺跡及び史跡と調和する周辺景観の保全・継承を通じて、地域に“誇り”“豊かさ”“活力”が芽生える景観づくり」

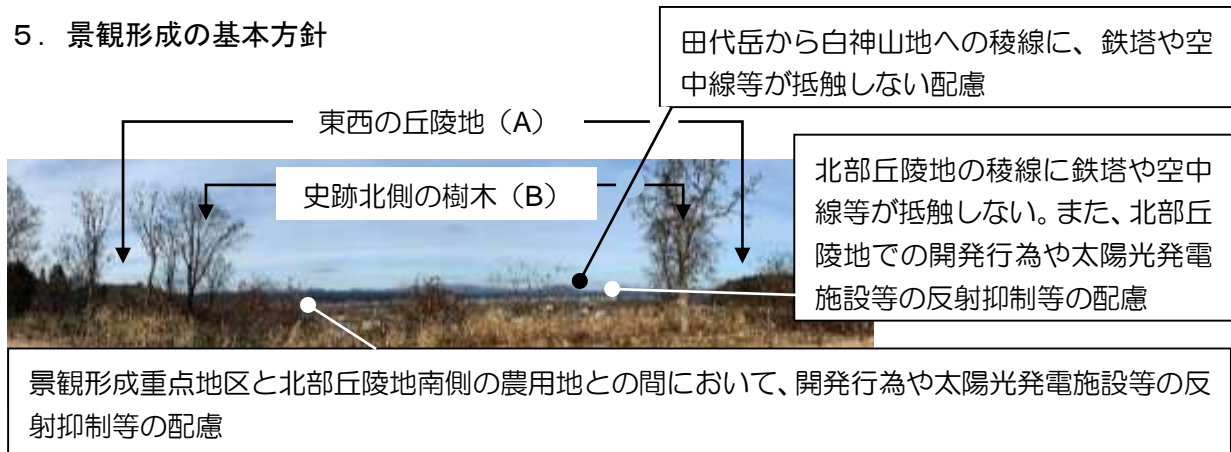
史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文文化を解き明かす上で、貴重な事例であることから、文化財保護条例等による保全・活用に努めるとともに、史跡と一体的な景観形成が求められる周辺地区については、景観形成重点地区に指定し、適切な保全・継承を目指します。

また、これらの保全・活用を通じて、①“地域の誇り”や“地域への愛着”が芽生えること、②四季を感じられる田園の広がり、良好な営農・居住環境を維持する集落景観などによる暮らしの“豊かさ”が感じられること、③自発的に地域の魅力を発信することにより“交流による活力”が芽生えること、が実現される景観づくりを目指します。

<特色のある環境や景観が継承される史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観保全と継承>



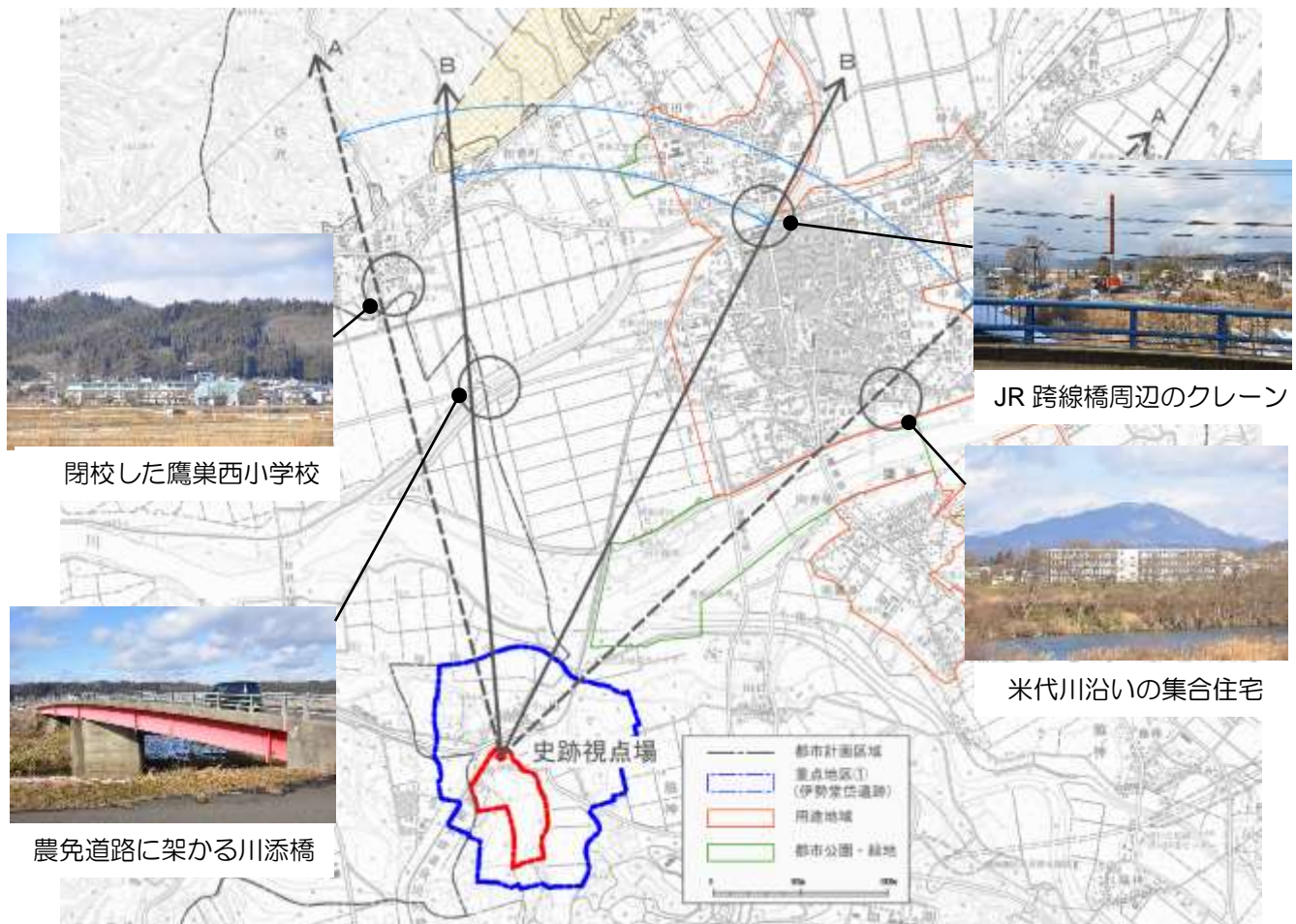
5. 景観形成の基本方針



- ・ 住まいや農作業小屋などの屋根の色彩は、「焦げ茶」や「深緑」など、天然素材に近い色とします。
- ・ 外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュ、ブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、無彩色（グレー、黒）はアクセント色に留め、集落内での調和を図ります。

（参考）史跡視点場からの眺望範囲の検討

眺望を確保する範囲は、A（史跡に隣接する東西の丘陵地に影響を受けない範囲）とB（史跡北側の樹木に影響を受けない範囲）の2案が考えられますが、運用を鑑み、B案とします。



*眺望の範囲内と用途地域が重なる区域では、原則用途地域の規制を優先します。但し、太陽光発電施設等の設置や稜線への抵触が懸念される場合には、眺望範囲内としての規制にも配慮するものとします。

6. 届出対象行為に関する事項

景観計画区域内で行われる行為のうち、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知を行わなければならない行為を、以下のように定めます。

なお、伊勢堂岱遺跡景観計画における対象行為を旧とし、新旧対照の形で示します。

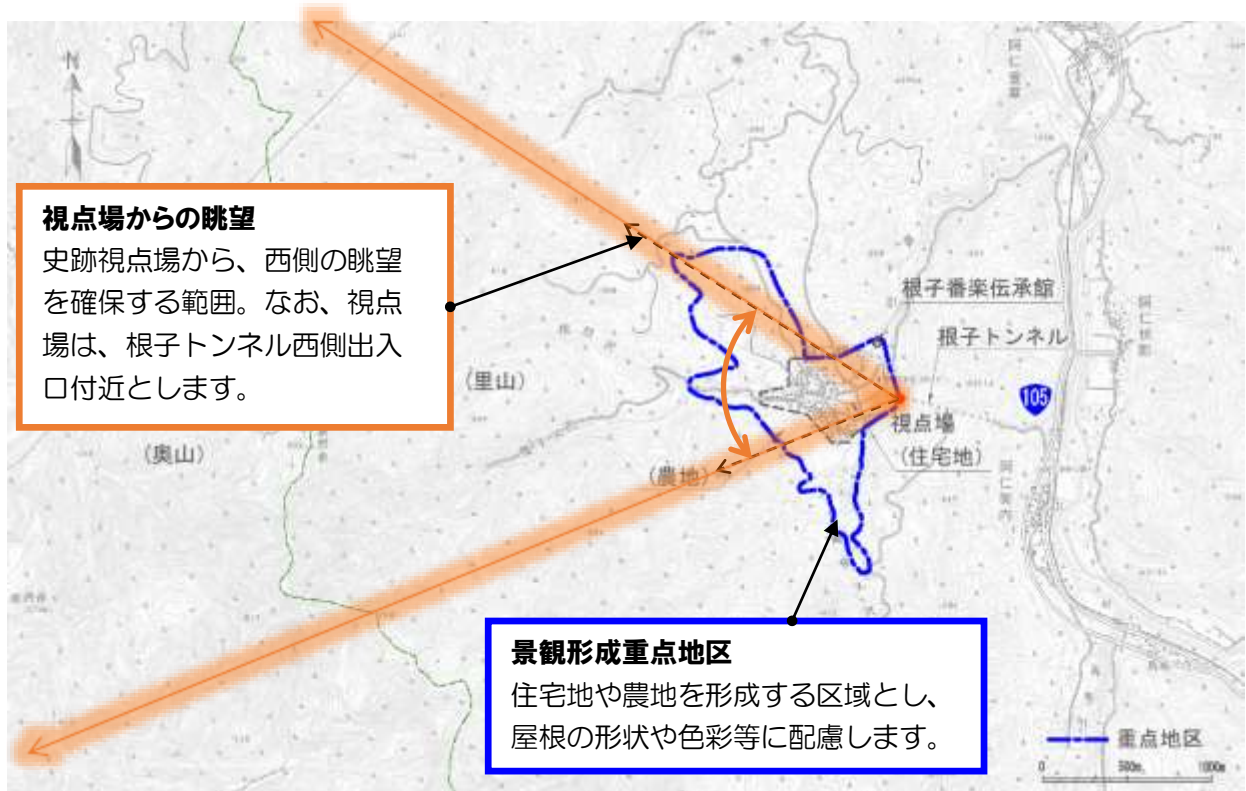
行為の種類	制限の対象	新（北秋田市景観計画）	旧（伊勢堂岱遺跡景観計画）
建築物の新築、増築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の新設又は移転	高さ 13m 又は延べ床面積 10 m ² を超えるもの	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
	増築・改築	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの * 屋根や外壁の色彩は、天然素材に近い色以外の採用を検討している場合、事前相談を要する	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、排気塔、高架水槽、屋外照明等	高さ 5m を超えるもの	高さ 13m を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ 5m 又は築造面積 10 m ² を超えるもの	
	擁壁、さく、塀等	高さ 1.5m を超えるもの	高さ 5m を超えるもの
	電波塔、物見塔、柱類（屋外広告物を除く） 電線路、空中線系（その支持物を含む）	高さ 10m を超えるもの	高さ 20m を超えるもの
	修繕、模様替え、色彩変更	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの	—
	自動販売機	高さ 1m	—
	太陽光発電施設	原則、設置は不可とする（家庭用を除く。） * ただし、設置検討時、事前相談を要する	—
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	面積 300 m ² 又はのり面や擁壁の高さ 1.5m を超えるもの	面積 3,000 m ² 又はのり面の高さ 5m を超えるもの
土地の形質変更	のり面、擁壁、土地の造成等		
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	用途廃止された物品	堆積期間が 90 日を超え、面積 50 m ² 又は高さ 1.5m を超えるもの	高さ 5m 又は面積 1,000 m ² を超えるもの
	一般資材等の物品		
水面の埋立て又は干拓		面積 300 m ² 又はのり面や擁壁の高さ 1.5m を超えるもの	—
木竹の伐採		伐採面積 50 m ² 又は木竹の高さ 5m を超えるもの	面積 1ha を超えるもの

※表中の注釈 —：旧では採用していなかった事項

4-2. 根子集落地区

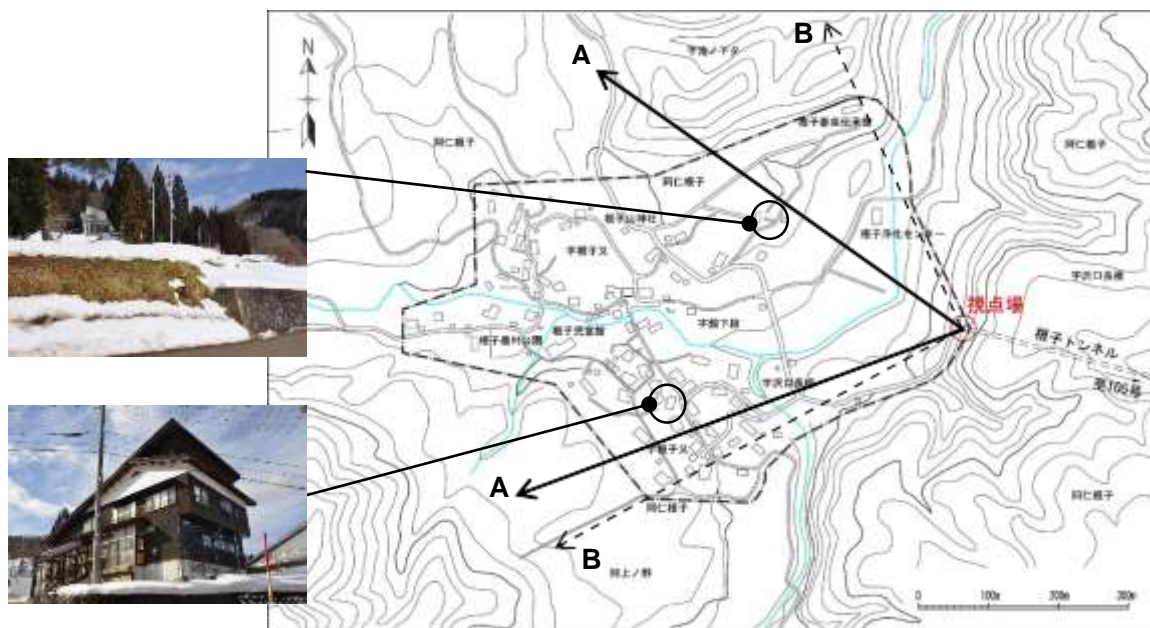
1. 景観形成重点地区の区域

根子集落地区では、以下に示す景観形成重点地区（青線）及び視点場からの眺望範囲（橙色）を位置づけます。



(参考) 史跡視点場からの眺望範囲の検討

- 視点場から眺望を確保する範囲は、A案とします。なお、かつてはBの範囲まで眺望が拓けていたとのことでした。



2. 地区の概況

(1) 根子集落の概況

根子集落は源平の末裔が移り棲み、開拓された地と伝えられています。また、阿仁マタギ発祥の地としても知られ、急峻な山々に多くの活動領域を持つ狩猟採集活動や農林業などによる生業が守られてきました。さらに、国指定重要無形文化財にも指定される根子番楽は、地域の方々の手で传承されています。



すり鉢状の独特の景観を有する根子集落

集落は、中心部を流れる根子川に沿ってすり鉢状に形成され、地域の中心部に住宅が、その周辺の高い位置に水田が広がり、その後背地に里山や奥山がそびえ、これらが一体的になって独特の景観が構成されます。これを、根子トンネルを抜けると眼前に臨むことができます。

地域は約2mにも達する豪雪地帯であることから、屋根から雪を落とすことを旨とし、屋根形状は切妻や片流れ、招きなどです。また、集落の方々に迷惑をかけぬようにと、住まいの修繕や改修なども適宜行われています。

一方、眺望の視点場付近に繁茂するスギ林の成長に伴い眺望範囲が狭まったり、住まいの修繕や改修等に伴う屋根や外壁等の色彩が多様になり、集落の統一感が希薄になってきています。

(2) 景観資源と景観阻害要因の把握

勾配屋根が特徴的な集落

根子集落では、気候や地理的な条件から、屋根形状が片流れや招き、切妻となっている。

根子川に沿ったすり鉢状集落

地域中心の住宅、周りの高い位置の水田、その周りの山々により形成される特徴的な景観。

屋根や外壁の色彩は、地域での統一感が失われつつある。

農作業小屋は、ブルーシートで覆われるものもある。

地形と一体的なマタギ文化

急峻な山々に多くの活動領域を持つ狩猟採集活動や農林業などによる生業の継承。

電柱や空中線系が集落景観に違和感を与える。

重要無形文化財の根子番楽

中世系の勇壮な武士舞で、歌詞は文学的にも優れている。地域住民の手で传承されている。

視点場からの眺望は、スギの繁茂により、年々狭まってきた。



特徴的な集落景観を一望できる視点場からの眺望

根子トンネル西側入口には記念碑があり、そこから一望できる眺望は、日本人としての原風景を思い出させてくれるものであり、継承が求められる。

集落への最寄りとなる笑内駅

根子トンネル東側入口からほどない場所に、秋田内陸線笑内（おかしない）駅があり、観光客の利用が見られる。また、根子トンネル自体も名物トンネルとして有名である。

3. 地区の景観特性と課題の整理

根子集落の景観資源と景観阻害要因の把握から、本景観計画で重視する景観特性と課題を以下のように整理します。

<歴史・自然景観>

根子集落は、開拓の歴史（伝説に諸説あり）や地形を活かした生業や文化、根子トンネルを介した移行空間、視点場からの眺望など、様々な面で神秘的で独特の雰囲気を与えています。これらの雰囲気を醸し出す景観的な要素を検証・抽出しながら、その要素や一体的となった景観の保全・継承が求められます。



独特な印象を与える根子トンネル

<集落・眺望景観>

根子集落は、集落の中央を根子川が流れ、集落の中央部に住宅が密集し、さらにその周りの標高が高い場所に水田が開墾され、その周りを急峻な山々がそびえるすり鉢状の特徴的な景観がみられます。これらは、高台の視点場から一体として臨むことができることから、集落自体の景観保全に努めながら、眺望の範囲内において景観を阻害しないような配慮が求められます。



根子集落の特徴的な景観

<文化的景観>

根子集落は、平家一族の家臣が離散した際に伝えられたといわれる勇壮で、文学的に優れているとされる根子番楽が、歌詞、芸態とも伝承されています。また、マタギ文化も、若い世代を加えながら継承されています。このような重要無形文化財等の保全・継承が求められます。



地域の手で伝承されてきた根子番楽

<建築物・工作物による景観>

根子集落は、冬期間の積雪が多いため、住宅の屋根は片流れや招き、切妻など、建物から雪を落とす形状となっています。またかつて、県の事業により、屋根の色彩を焦げ茶系に揃えようと修景事業も行われてきました。建築物や工作物等は、集落景観を構成する主要な要素であることから、できる範囲で各戸の配慮が求められます。



地域性がある屋根の形状や色彩

4. 景観づくりの目標像

根子集落は、中央を流れる根子川、集落の中央部にまとまって存在する住宅、その周りの高いところに広がる水田、その後背の里山や急峻な奥山、神社周辺の鎮守の森、水芭蕉やカタクリの群生地などがみられ、これらを構成要素として一体的な景観を形成しており、根子トンネル西側出入口付近の視点場から一望できるこの景観を未来に向けて保全・継承することが求められます。

また、源平の末裔が移り住み、開拓されたと伝えられるこの地には、急峻な山々に多くの活動領域を持つ狩猟活動と農林業等による生業が今なおみられる阿仁マタギの文化、中世系の勇壮な武士舞で、歌詞は文学的に優れているとされる国指定重要無形文化財に指定される根子番楽などが地域の方々の手で伝承されており、今後もこれらの継承が求められます。

そこで、住民や事業者、行政が、根子集落の景観づくりに向けて共有すべき目標像を、以下のように設定します。

「マタギ文化や伝統芸能が受け継がれる山間集落において、 歴史や文化に培われた原風景を保全・継承する景観づくり」

根子集落は、本市においても独特の歴史や文化を持ち、それらにより培われた生業や住宅様式で形成された景観を有することから、本計画で景観形成重点地区に位置づけ、保全・継承を目指します。

また、これらの保全・継承による景観づくりを通じて、①“地域の誇り”や“地域への愛着”が芽生えること、②四季に応じた自然からの恩恵による暮らしの“豊かさ”が感じられること、③自発的な修景や魅力を発信することにより“交流による活力”が芽生えること、が実現される景観づくりを目指します。

<特色のある文化や景観が継承される根子集落の景観保全>



根子番楽



阿仁マタギ

5. 景観形成の基本方針



奥山や里山の稜線に、鉄塔や空中線等が抵触しない配慮

水田における太陽光発電施設の設置への配慮

住まいや農作業小屋などの屋根の形状、屋根や外壁などの色彩の配慮

視点場付近のスギ林の管理

- 住まいや農作業小屋などの屋根の形状は、片流れや招き、切妻等の勾配屋根とし、山々との調和を図ります。色彩は、「焦げ茶」「深緑」など、天然素材に近い色とします。
- 外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュ、ブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、無彩色（グレー、黒）はアクセント色に留め、集落内での調和を図ります。
- 視点場からの眺望を確保するため、特に眺望の範囲では、奥山や里山の稜線に鉄塔や空中線等が抵触しないような配慮、太陽光発電施設等の設置への配慮、住まいの屋根や外壁などで景観にそぐわない色彩の改善、視点場付近のスギ林（民地）の繁茂による眺望阻害が起こらぬように配慮します。

（参考）屋根や外壁の色彩について

■屋根の色彩

2008年度、秋田県農山村活力向上モデル事業として、住宅の屋根の色を景観にマッチする焦げ茶系に塗るなどの修景事業を行っていることから、今後も「焦げ茶系」を基調とします。また、葉や苔むす茅葺屋根を彷彿させる「深緑」も可能とします。

■外壁の色彩

外壁の大半を占める基調色について、凡そ茶色系（ベージュ、ブラウン等）が既に多く採用されています。また、地域の住宅を見てみると、二又荘の外壁は板壁として木材が使われており、「茶色」です。（そもそも、茅葺屋根の住宅は、凡そ板壁であったと推察されます。）

根子山神社手前の住宅の外壁は漆喰（白）を模しており、住宅が集中する区域の敷地内にも白壁の蔵が見られるなど、「白（アイボリー）」も多く使われています。

一方、黒やグレーは、家電や人工物に使われることが多く、無機質な印象に仕上がるため、壁やパーツの一部にアクセント色程度にとどめることが望ましいと考えられます。

⇒これらのことから、外壁の色彩は、木や土などの自然界にある色に近い「茶系（ベージュ、ブラウン）」や「白（アイボリー）」を基調にし、「無彩色（黒、グレー）」はアクセント色程度に留めることを努力目標とする案を提案し、地域の了解を得られました。

第5章 良好な景観づくりに向けて

1. 住民・事業者・行政の役割

景観は、住民・事業者・行政等の日常の取組みや事業活動等によって形成されるものであり、これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の継続的な協力が不可欠です、

そのため、住民・事業・行政等は、次のような役割に努めることとします。

<行政（地方公共団体）>（景観法第4条）

○行政（市）は、景観条例の目的を達成するため、良好な景観の形成に関する将来像と方向性を示し、総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。

○行政は、良好な景観形成に向け、魅力的な公共空間の創出を推進するなど先導的な役割を担います。

○施策を実施するにあたっては、住民及び事業者の意見が十分に反映されるように努めるものとします。また、住民・事業者・行政等の参画を促し、良好な景観形成の誘導、啓発や支援を行うなど、三位一体となった景観形成に向けた調整機能等を担います。

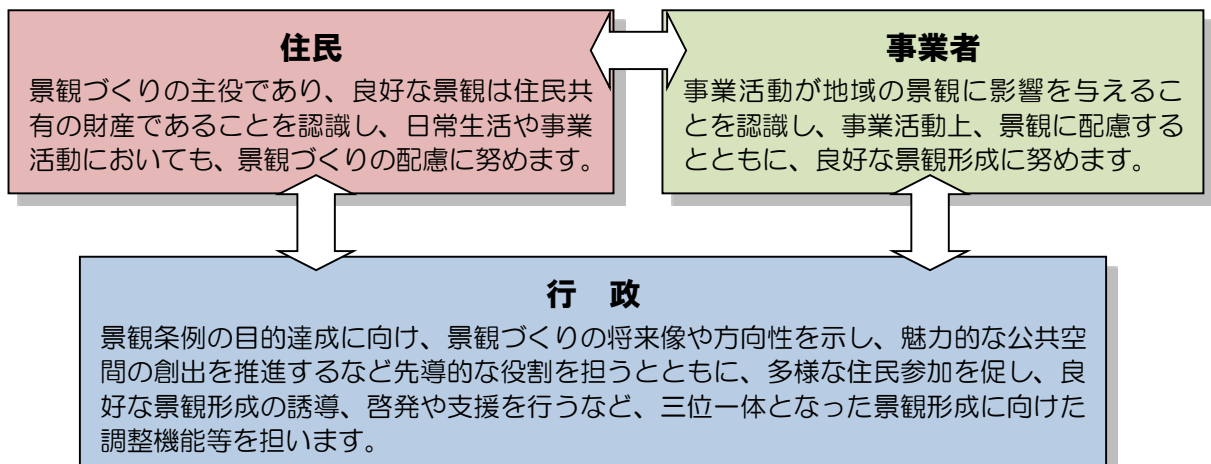
<事業者>（景観法第5条）

○事業者は、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うにあたっては、景観に配慮するとともに、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

<住民>（景観法第6条）

○住民は、自らが景観を保全し、魅力ある景観形成の主役であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

○良好な景観は市民共有の財産であることを認識し、新築時に限らず、日常生活や事業活動においても、景観づくりへの配慮に努めます。



2. 景観づくりの推進方策

本市特有の景観づくりには、住民、事業者、行政等の各主体が、それぞれ「景観づくりの目標像」や「良好な景観の形成に関する方針」を理解し、共有した上で、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を遵守し、取り組むことが重要です。

すでに伊勢堂岱遺跡周辺では、地域住民や小・中学生等が景観づくりに取り組んでいます。これを端緒に、今後市全域において、良好な景観づくりを推進する機運の盛り上がりを創出するため、行政が主体となり、以下に示す取組みなどを検討します。

(1) 景観づくりにかかる情報発信、啓発

景観計画に示されている目標や方針等を共有するとともに、ここでの取組みを市民に発信し、普及啓発を行うことが重要であることから、積極的な周知を図ります。

具体的には、本景観計画を分かりやすくまとめたパンフレットの作成や市 HP での掲載、史跡伊勢堂岱遺跡と併せたシンポジウムの開催等による情報発信、地域特有の文化・景観等の教育・学習等の機会を増やししながら、市内外に景観形成・保全等を積極的に発信していきます。

<主な取組み>

- ・景観計画（景観形成の目標像や主体的な取組みを促進等）の周知（HP やパンフ）
- ・史跡伊勢堂岱遺跡と併せた各種情報発信
- ・景観教育・学習の推進（子どもガイド）



史跡内における
子どもガイドの活動

(2) 景観づくりの活動支援

景観づくりは、継続した景観資産の磨き上げが必要です。これに関する活動が世代交代を行いながら、景観資産の保全と市民の主体的な取組に向けた支援や助成を検討します。

<主な取組み>

- ・湯車川における「カムバック・縄文サーモン」の支援
- ・景観づくりに関する景観資産の掘り起こし・磨き上げに関する取組み
- ・花いっぱい運動推進協議会による花壇コンクールの実施
- ・眺望確保に向けた視点場周辺での樹木の伐採・枝打ち等の支援



カムバックサーモンの取組み



花いっぱい運動で
表彰された花壇

(3) 景観づくりを進める体制づくり

良好な景観づくりを推進するためには、行政の担当部局だけではなく、関係する様々な主体が連携して取組みつつ、第三者の視点を景観づくり（評価、検証、見直し等）に盛り込める仕組みは大切です。

伊勢堂岱遺跡では、「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」が、史跡の保全・活用に関する周知・広報を主体的かつ継続的に行っているとともに、伊勢堂岱遺跡景観計画の策定に伴い、「伊勢堂岱遺跡景観審議会」が設置され運用されてきたことから、本計画策定に伴う「北秋田市景観計画審議会」への改組が求められます。

また、本市の景観づくりに向けて、例えば景観形成重点地域での活動報告や定期的な景観行政への意見交換や提案などを受け付ける「(仮称)景観づくり市民会議」等の創設も考えられます。

一方、本計画は、これからの景観ビジョンとしての役割を期待するものの、景観づくりに関連する他部局との横断的な運用が不可欠です。これらの連携を強化し、庁内で一体となって景観づくりを進めていくため、庁内の連絡調整を行う場の設置を検討します。

<主な取組み>

- ・(仮称)北秋田市景観審議会の設置（伊勢堂岱遺跡景観審議会からの改組）
- ・(仮称)景観づくり市民会議の創設（定期的な景観行政への意見聴取や提案制度）
- ・景観づくりに関連する庁内他部局間の連絡・調整の場の設置検討

(4) 景観づくりを促す関連制度・活動等の効果的な活用

本計画は景観法に基づく景観計画であり、法に基づく届出やそれらに対する勧告、変更命令などによる、実効性の高い規制・誘導が可能となります。

また、本計画では、建築物や工作物、開発行為等における届出行為の適切な運用に努めるとともに、「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備計画」や「史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画」等に示される、教育・交流ゾーンにおける縄文時代の植生に近づける取組みなど、具体的な施策を継続して行いながら、本地域の原風景を保全・継承し、次世代に引き継げるような景観づくりを推進します。

一方、良好な景観づくりに向けては、他部局が取組む史跡伊勢堂岱遺跡の保全・活用、道路や公園、河川などの公共施設等に関する整備・管理、生産基盤となる農用地等の保全・活用、賑わいづくり策の検討・実施、建築物・工作物等の開発に関する運用、空き家対策等、各種関連制度や活動などとの横断的かつ効果的な活用が求められます。

<主な取組み>

- ・景観法を活用した建築物・工作物等の規制・誘導
- ・教育・交流ゾーンにおける縄文時代の植生に近づける取組み
- ・他部局が主体となる景観づくりに資する関連制度や活動等の活用

3. 住民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて

景観まちづくりとは、市民景観まちづくりリーフレットによると（国土交通省）、自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取組みを指します。また、現在の良好な景観を大事に保全することだけではなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観を作り出すことも含まれます。

さらに、清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。

このことは換言すると、建築物や工作物、開発行為等の大規模な開発行為のみに限らず、周辺地区における日常の生活において、当たり前のように繰り返される行為が、将来美しく魅力ある景観づくりに寄与していることとなります。そのため、例えば次のような行為も、一人ひとりが身近なところで取り組める景観づくりと考えることができます。

- ・ごみを道ばたに捨てないなど、社会のモラルや生活マナーを守ること。
- ・身の回りの景観に目を向け、関心を持つこと。
- ・自分の土地や建物が、地域の景観を作っていることを意識すること。
- ・地域の景観の魅力を見つけ、その価値を高める活動に参加すること。
- ・景観の魅力を高めて、生活を豊かにすること。
- ・無秩序な木竹の伐採や開発を行わないように心がけること。
- ・身近な道路や河川を清掃し、今の景観を損なわない雰囲気を作りだすこと。

本計画では、特に伊勢堂岱遺跡周辺における景観づくりについてまとめてまいりました。

本計画が、本市における景観づくりのきっかけとなり、将来的に住民一人ひとりが身近なところで取り組める景観づくりを主体的に担うことで、北秋田市らしさの残る景観が維持・継承されるとともに、次世代を担う市民（住民）に受け継がれることを期待いたします。

—以上—